

第2次野田市障がい者基本計画（改訂版）

～共に生きようみんなのまち～

（素案）

野 田 市

第2次障がい者基本計画（素案） 目次

第1章 総 論	1
1 計画策定の背景と趣旨	1
（1）国・県の対応	1
（2）野田市の対応	2
（3）計画策定の趣旨	2
2 計画の期間	2
第2章 障がい者等を取り巻く現状	3
1 野田市の概要	3
（1）人口・世帯数等の推移	3
（2）年齢別人口構成の推移	4
（3）世帯数と1世帯当たりの人数の推移	5
（4）世帯類型の推移	6
2 障がい者等の状況	7
（1）身体障がい者	7
①身体障がい者（児）の推移	7
②等級別障がい類型表	8
③手帳交付状況	9
④年齢別身体障害者手帳所持者数	10
（2）知的障がい者	11
①知的障がい者（児）の推移	11
②程度別療育手帳所持者数等	12
（3）精神障がい者	13
①精神障害者保健福祉手帳所持者の推移	13
②年齢別手帳所持者数	13
（4）難病患者	14
①特定疾病重症患者認定者の推移	14
②特定疾患の種類	15
第3章 計画の基本的な考え方	17
1 計画の基本理念	17

2	計画の基本目標	17
(1)	障がい者に対する理解の推進と共生社会づくり	18
(2)	障がい者が自立し安心して生活できる環境づくり	18
(3)	障がい者が普通に社会参加できるまちづくり	19
3	計画の体系	21
4	計画の展開方向	22
第4章 具体的な施策の方向性		29
1	生活支援	29
2	保健・医療	41
3	教育、文化芸術活動・スポーツ等	53
4	雇用・就業、経済的自立の支援	60
5	生活環境	68
6	情報アクセシビリティ	78
7	安全・安心	83
8	差別の解消及び権利擁護の推進	87
9	行政サービス等における配慮	90
10	広報・啓発活動の推進	93

第 1 章 総 論

第1章 総論

1 計画策定の背景と趣旨

(1) 国・県の対応

国においては、平成18年4月、障がい者の自立した生活を支援することを目的に、身体・知的・精神の障がい種別ごとであった福祉サービスが一元化されるとともに、障がいのある人の地域生活と就労の促進などを目的とする「障害者自立支援法」が施行されました。

平成23年6月には、障がい者虐待防止、虐待を受けた障がい者の保護及び自立支援、養護者に対する支援を行うことにより、障がい者の権利利益を擁護することを目的とした、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（以下、「障害者虐待防止法」という。）が制定され、平成24年10月に施行されました。

平成23年8月には、「障害者基本法」の一部改正も行われ、心身機能に障がいがあるだけではなく、社会的な制度や慣行などの影響で生活が制限される人も障がい者として幅広く定義し、すべての国民が障がいの有無にかかわらず共生する社会の実現を目指すものとされました。

平成24年には、「障害者自立支援法」に代わり、利用者負担の見直しやグループホーム・ケアホーム利用助成制度の創設、障害程度区分の見直しなどに関する「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「障害者総合支援法」という。）が制定され、平成25年4月に施行されました。

また、平成25年6月には、「障害者基本法」の改正の際に加えられた第4条の「差別の禁止」の基本原則を具体化し、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的として「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下、「障害者差別解消法」という。）が制定されました。

その後、平成25年9月には、国の「障害者基本計画（第三次）」が策定され、平成25年度から29年度までの概ね5年間に取り組むべき障がい者施策の基本的な方向が示されました。

一方、千葉県においては、平成18年度に、障がいのある人もない人も、お互いの立場を理解し、差別や偏見のない社会の実現のために、「障がいのある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」を制定し、平成21年には、「第四次千葉県障害者計画（障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくりプラン）」を策定しました。

また、平成24年4月には、災害時における障害のある人への支援体制を整備するため、第四次千葉県障害者計画について施策の追加を行うなどの見直しを行いました。

また、平成26年度には平成27年度から平成29年度までの第五次千葉県障害

者計画を策定したところです。

(2) 野田市の対応

野田市においては、国・県の状況を踏まえ、平成 11 年に「野田市障害者基本計画」を策定し、その後、支援費制度の導入に伴い、「障がいの有無にかかわらず、市民誰もが相互に人格・個性を尊重し支え合う共生社会の構築」を基本理念とした「野田市障害者基本計画（改訂版）」を策定しました。

また、「障害者自立支援法」の施行に伴い、障がい者にかかる施策を総合的かつ計画的に展開していくために、平 19 年 3 月「野田市障害者基本計画（第二次改訂版）」を策定しました。

さらに、平成 24 年 3 月には現行計画である「第 2 次野田市障がい者基本計画」を策定し、これを障がい者施策の基本的な方向を示す指針として施策の推進を図ってきました。

(3) 計画策定の趣旨

野田市では、平成 11 年に「野田市障害者基本計画」を策定して以降、平成 16 年 3 月及び 19 年 3 月に改訂版を策定し、平成 24 年 3 月には、計画期間を平成 24 年度から 29 年度までとする「第 2 次障がい者基本計画」を策定し、ノーマライゼーションとリハビリテーションを理念のもと、障がい者の自立と社会参加の促進を目標に、啓発・広報、生活支援、生活環境、教育・育成、雇用・就業、保健・医療、情報・コミュニケーションの 7 つの展開の方向に分け、各種施策を推進してきました。

この間、障がい者を取り巻く環境は大きく変化してきており、障がい者福祉に対するニーズも複雑多様化してきている中、利用者本位の支援や障がいの特性に応じたきめ細かい福祉サービスの提供及びより一層のバリアフリーが求められています。

こうした状況を踏まえ、障がい者を取り巻く情勢の変化に対応するため、各種手帳所持者へのアンケート、障がい者団体へのヒアリング等実態の把握を行いました。

その結果浮かび上がってきた政策課題について、積極的な対応を検討するとともに、必要な施策を推進することを目的に、今後の障がい者施策の基本的方向を示す指針として「第 2 次野田市障がい者基本計画改訂版」を策定するものです。

2 計画の期間

計画の期間は、平成 27 年度から平成 29 年度までの 3 年間とします。

「第 4 期野田市障がい福祉計画」との期間の整合性を図ることにより、両計画の一体的な推進を図ります。

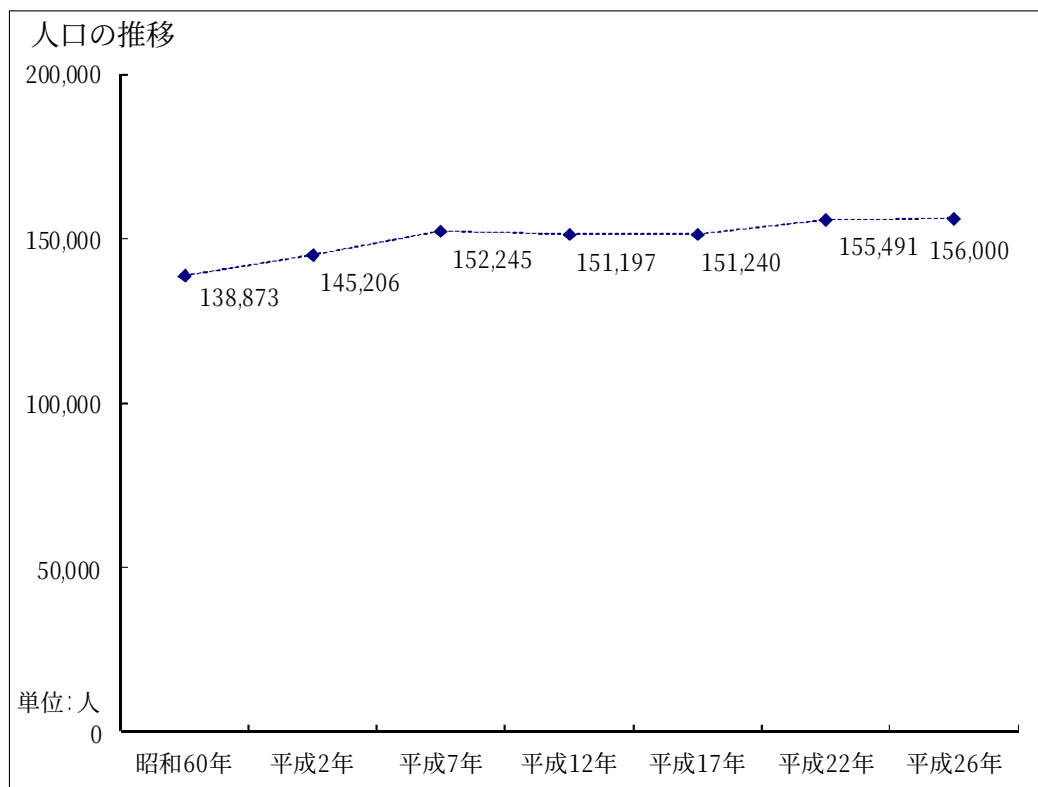
第2章 障がい者を取り巻く現状

第2章 障がい者等を取り巻く現状

1 野田市の概要

(1) 人口・世帯数等の推移

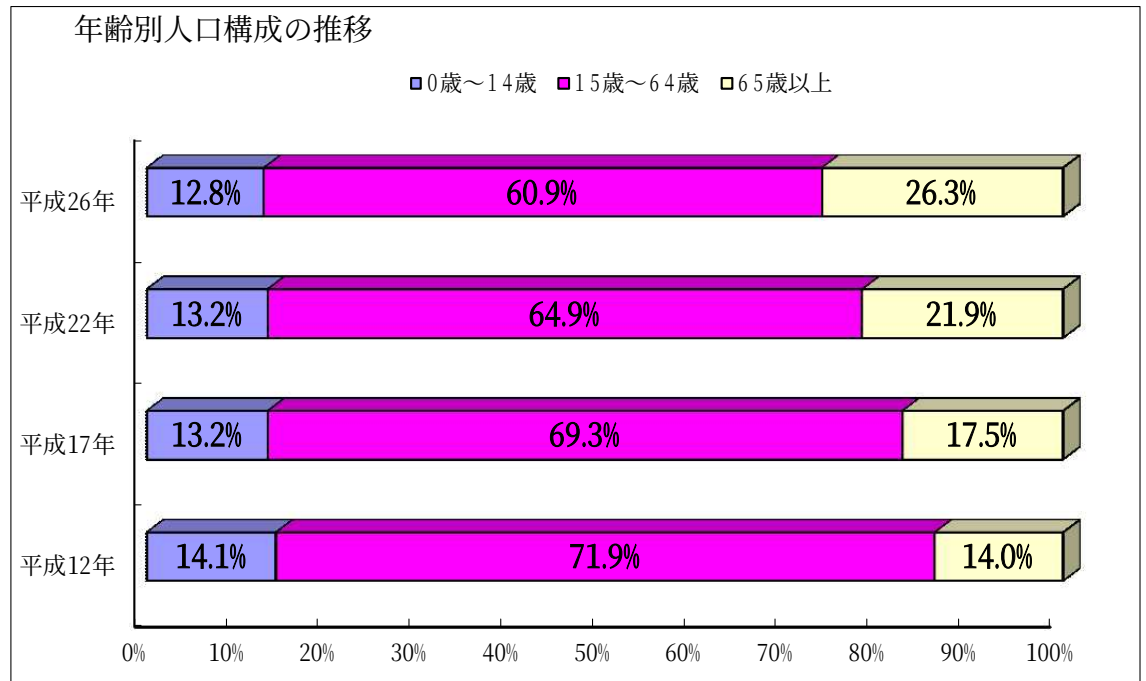
平成26年10月1日現在の野田市の人口は、156,000人となっています。平成7年度の国勢調査までは、大きな伸びを示していましたが、近年は、緩やかに推移しています。



資料：国勢調査。ただし、平成26年は住民基本台帳による。
数値は、各年10月1日現在
平成12年以前は旧関宿町を含む。

(2) 年齢別人口構成の推移

年齢別人口構成においては、14歳以下の子ども及び15歳から64歳までの生産年齢層の割合が減少傾向にあり、逆に65歳以上の割合が大きく増加しています。このことから野田市においても少子・高齢化が進んでいることが分かります。

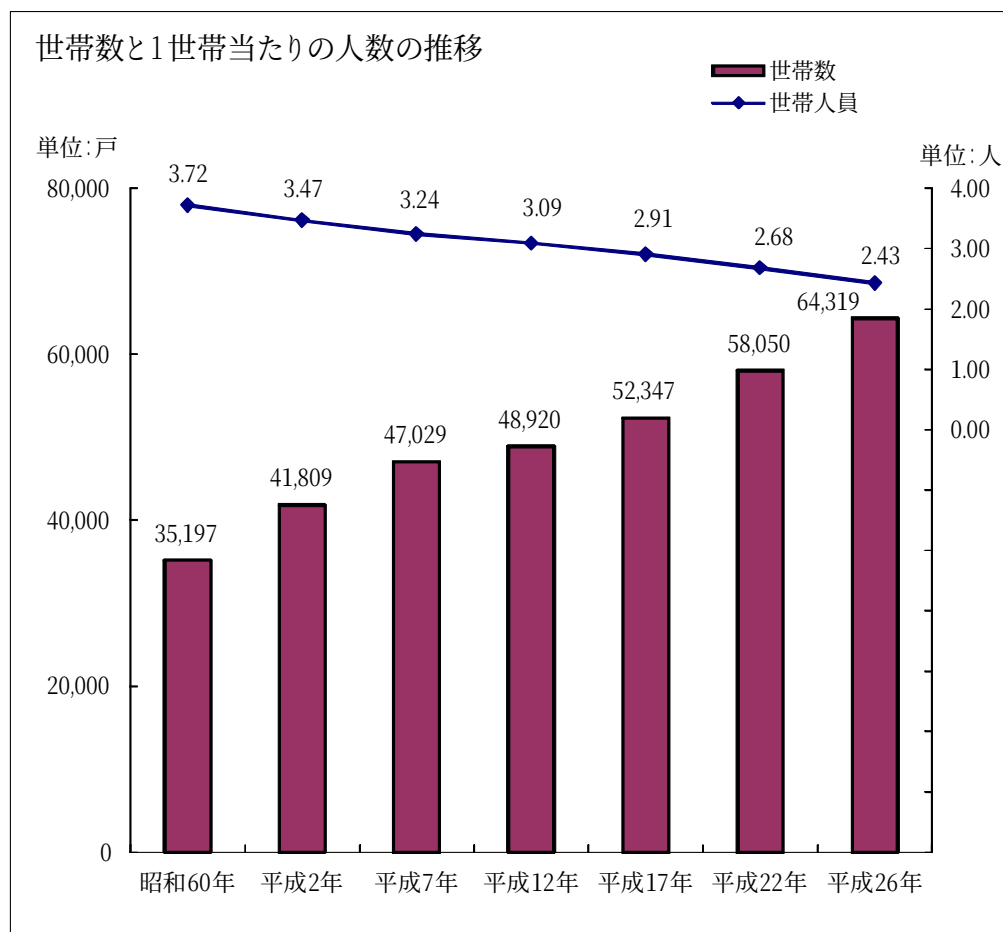


資料：国勢調査。ただし、平成26年は住民基本台帳による。
数値は、各年10月1日現在

(3) 世帯数と1世帯当たりの人数の推移

野田市の世帯数は、平成26年10月1日現在64,319世帯で一貫して増加しています。

しかし、1世帯当たりの人数については、昭和60年の3.72人から平成26年の2.43人と1人以上の減少となっており、世帯の少人数化が進んでいることが分かります。



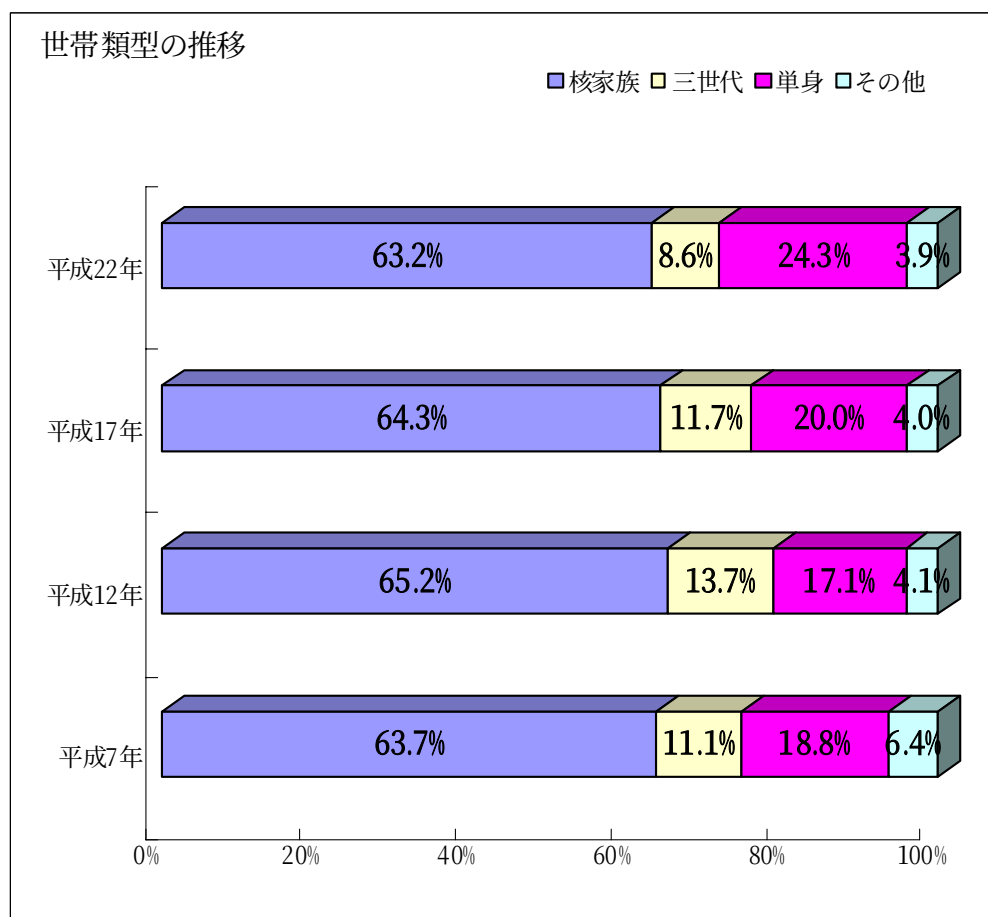
資料：国勢調査。ただし、平成26年は住民基本台帳による。

数値は、各年10月1日現在

平成12年以前は旧関宿町を含む。

(4) 世帯類型の推移

世帯類型については、三世帯同居世帯の減少が見られる一方、単身世帯は、増加しております。



資料：国勢調査

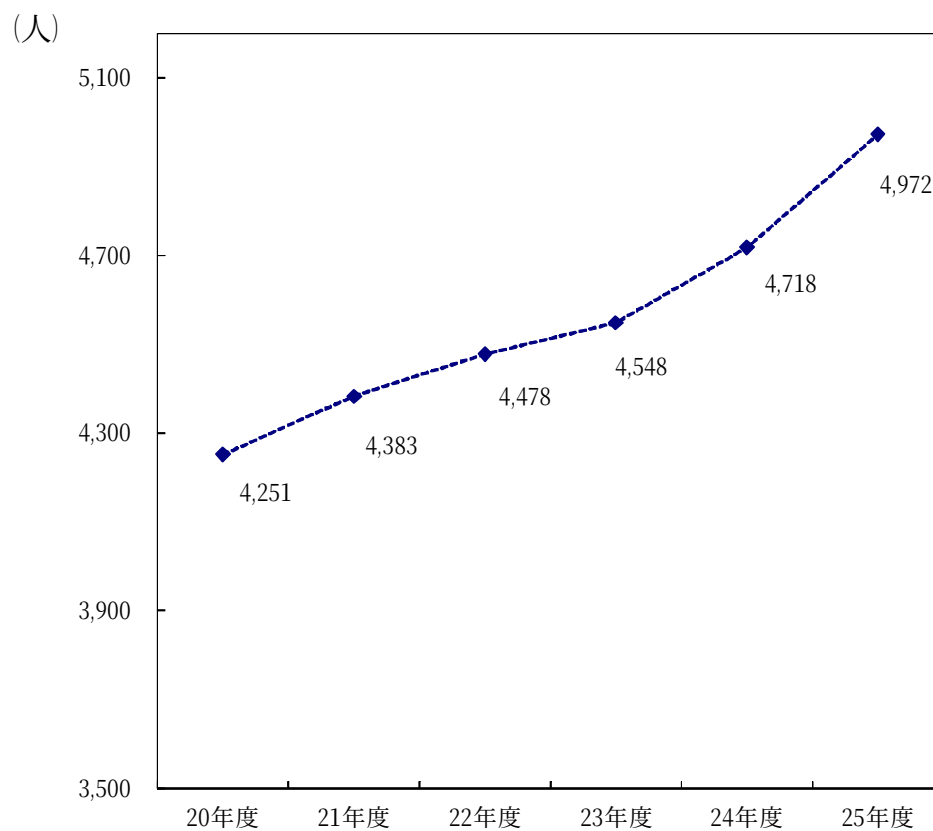
数値は、各年10月1日現在

2 障がい者等の状況

(1) 身体障がい者

① 身体障がい者（児）の推移

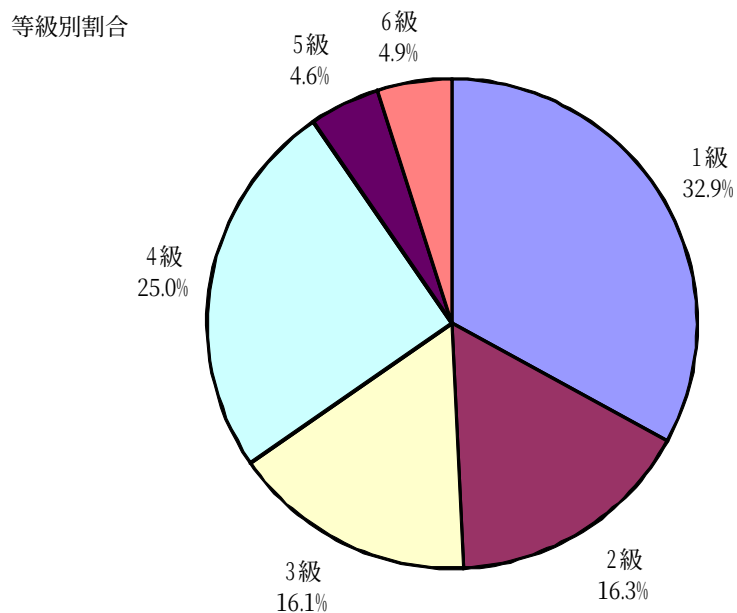
身体障がい者（児）の数は、年々増加しています。平成 26 年 3 月 31 日現在 4,972 人で、平成 20 年度と比べると 721 人増加しています。



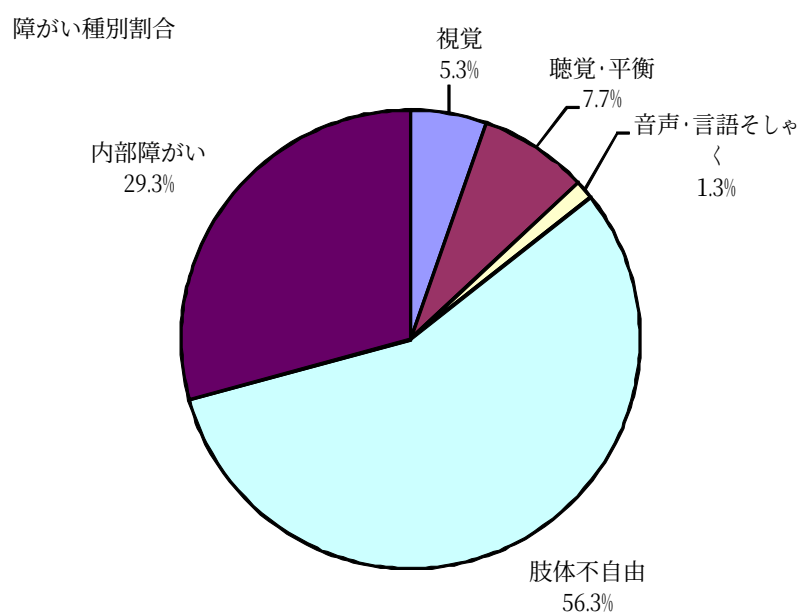
資料：社会福祉課台帳
数値は、各年度末

② 等級別障がい類型表

重度身体障がい者（身体障がい者 1 級及び 2 級所持者）の数は、全体の 49.3%と約半数となり、障がい種別では、肢体不自由が 56.3%と過半数を占めています。



資料：社会福祉課台帳



資料：社会福祉課台帳
平成 26 年 3 月 31 日現在

③ 手帳交付状況

障がい種別では、肢体不自由が最も多く、次に内部障がいとなっています。また、年齢では18歳以上が圧倒的に多い状況となっています。

身体障害者手帳交付状況

単位:人

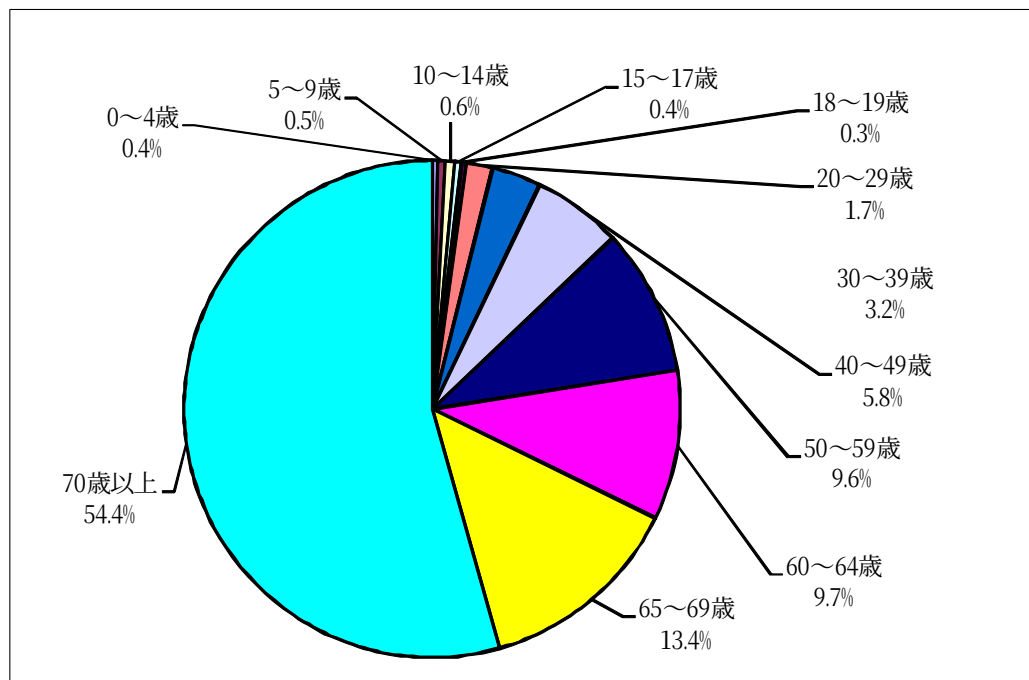
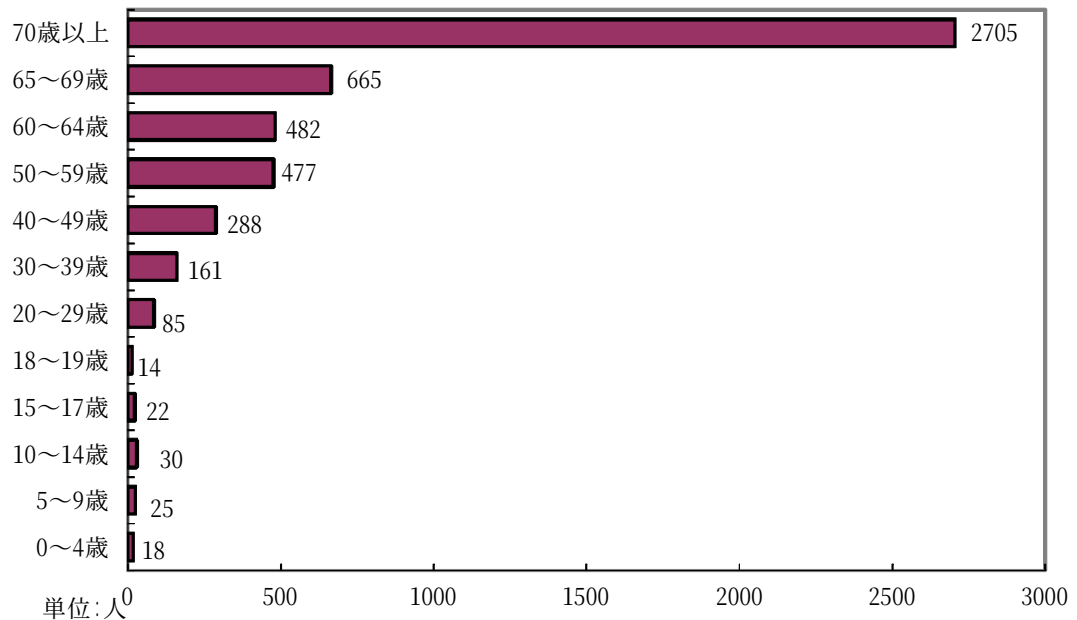
区 分		身体障害者 手帳所持者	内 訳					
障 が い 別			1級	2級	3級	4級	5級	6級
視 覚 障 が い	18歳未満	2	1	0	0	1	0	0
	18歳以上	264	87	82	22	21	38	14
	計	266	88	82	22	22	38	14
聴 覚 ・ 平 衡 機 能 障 が い	18歳未満	16	0	5	2	4	0	5
	18歳以上	366	15	118	39	84	4	106
	計	382	15	123	41	88	4	111
音 声 ・ 言 語 そ しゃく機能障が い	18歳未満	0	0	0	0	0	0	0
	18歳以上	67	3	8	35	21	0	0
	計	67	3	8	35	21	0	0
肢 体 不 自 由	18歳未満	64	38	10	8	2	4	2
	18歳以上	2,737	525	563	524	822	184	119
	計	2,801	563	573	532	824	188	121
内 部 障 が い	18歳未満	13	9	0	3	1	0	0
	18歳以上	1,443	960	26	168	289	0	0
	計	1,456	969	26	171	290	0	0
	心 臓	18歳未満	8	5	0	2	1	0
		18歳以上	696	540	4	79	73	0
		計	704	545	4	81	74	0
	呼 吸 器	18歳未満	1	1	0	0	0	0
		18歳以上	107	34	4	61	8	0
		計	108	35	4	61	8	0
	じ ん 臓	18歳未満	2	2	0	0	0	0
		18歳以上	391	372	5	12	2	0
		計	393	374	5	12	2	0
	ぼ う こ う 又 は 直 腸	18歳未満	2	1	0	1	0	0
		18歳以上	213	0	1	11	201	0
		計	215	1	1	12	201	0
	小 腸	18歳未満	0	0	0	0	0	0
		18歳以上	4	0	0	1	3	0
		計	4	0	0	1	3	0
	免 疫	18歳未満	0	0	0	0	0	0
		18歳以上	28	12	10	4	2	0
		計	28	12	10	4	2	0
	肝 臓	18歳未満	0	0	0	0	0	0
		18歳以上	4	2	2	0	0	0
		計	4	2	2	0	0	0
合 計	18歳未満	95	48	15	13	8	4	7
	18歳以上	4,877	1,590	797	788	1,237	226	239
	計	4,972	1,638	812	801	1,245	230	246

資料：社会福祉課台帳

平成26年3月31日現在

④ 年齢別身体障害者手帳所持者数

年齢別身体障害者手帳所持者数は、70 歳以上の人が 2,705 人と 1 番多く全体の 54.4%となっています。また、50 歳以上の所持者数は全体の 87.1%を占めています。

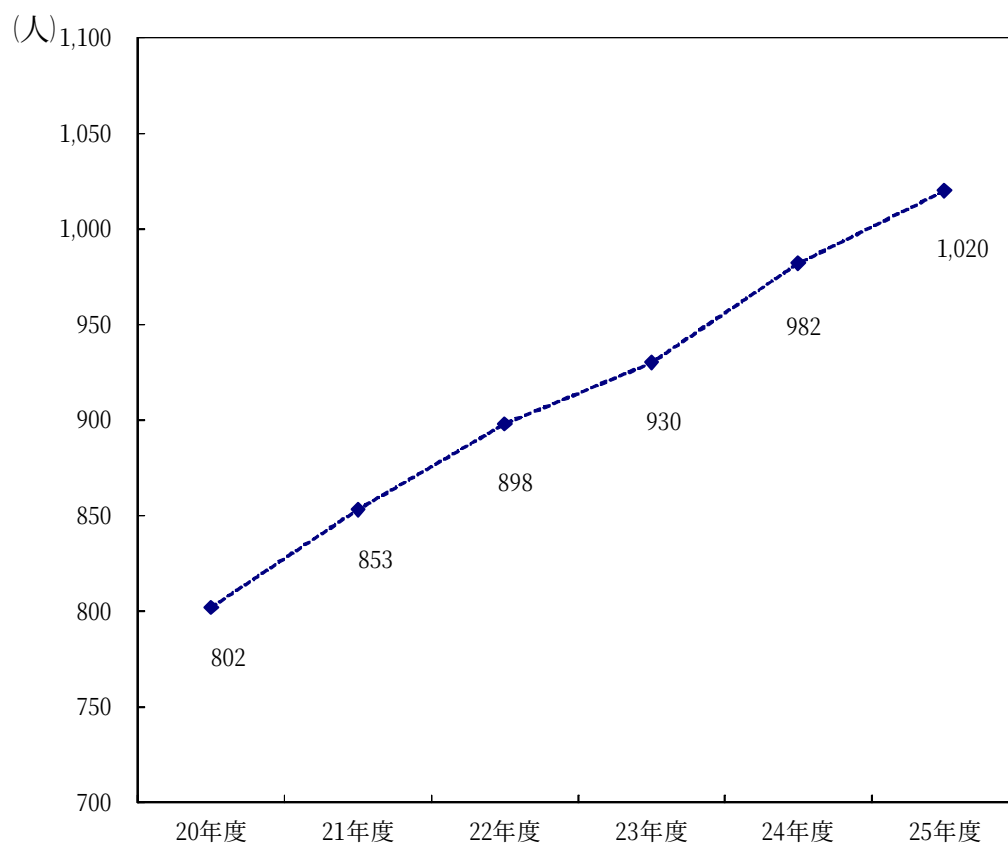


資料：社会福祉課台帳
平成 26 年 3 月 31 日現在

(2) 知的障がい者

① 知的障がい者（児）の推移

知的障がい者（児）の数は、年々増加しています。平成26年3月31日現在1,020人で、平成20年度と比べると218人増加しています。

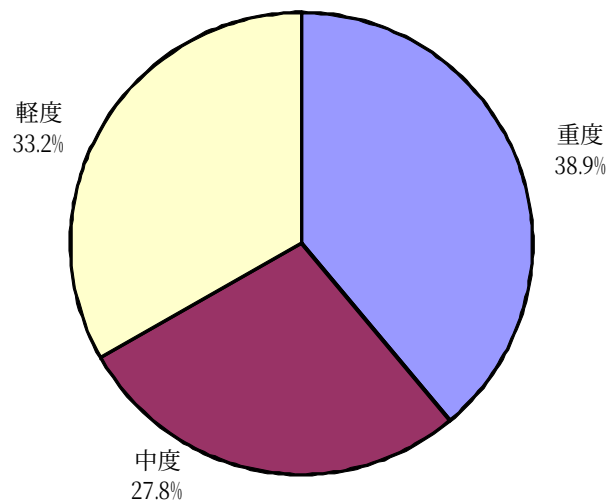


資料：社会福祉課台帳
数値は、各年度末

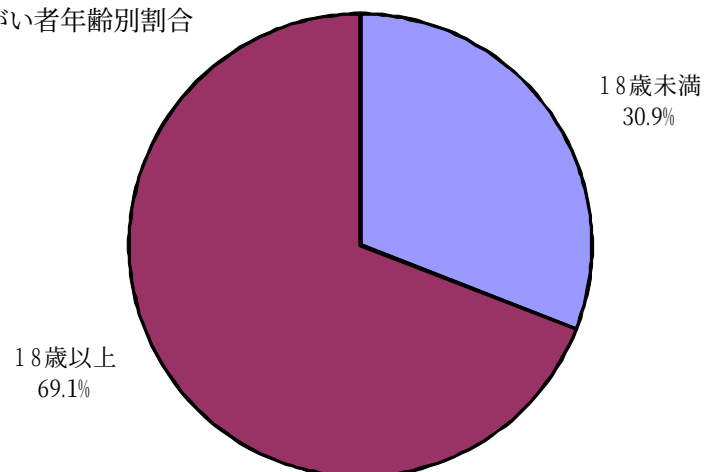
② 程度別療育手帳所持者数等

重度の判定を受けている者は、全体で 397 人、全体の 38.9%を占めています。また、年齢別にみると、18 歳未満の割合は、全体の 30.9%となっています。

総計	18 歳以上				18 歳未満			
	重度	中度	軽度	計	重度	中度	軽度	計
1,020	314	225	166	705	83	59	173	315



知的障がい者年齢別割合

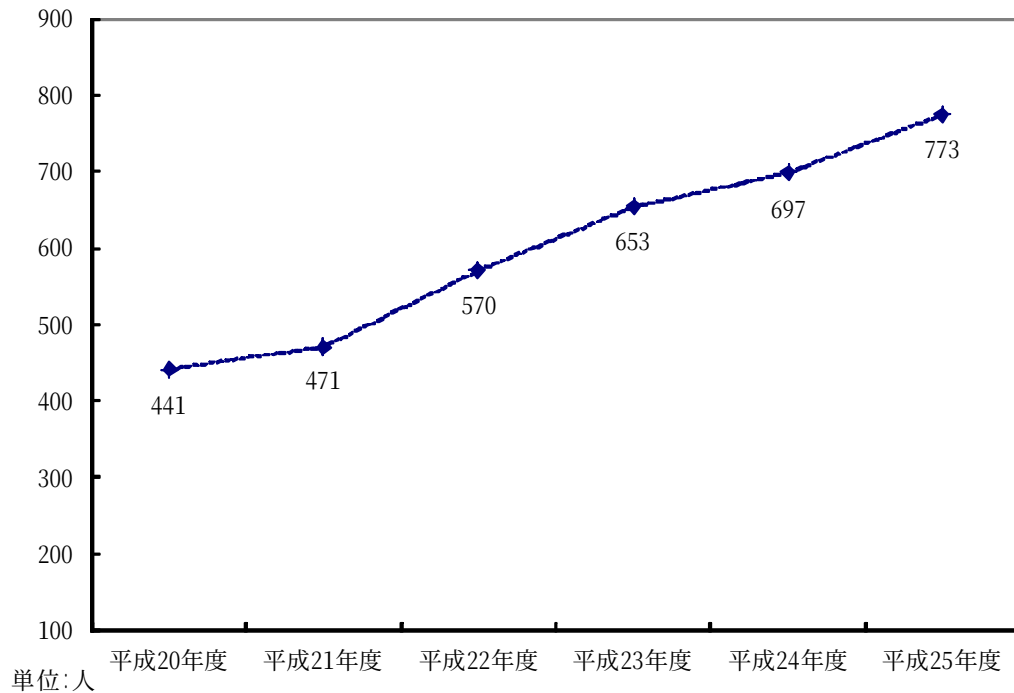


資料 : 社会福祉課台帳
平成 26 年 3 月 31 日現在

(3) 精神障がい者

① 精神障害者保健福祉手帳所持者の推移

精神障害者保健福祉手帳の所持者数は、年々増加しており、平成 25 年度末においては、平成 20 年度の約 1.8 倍となっています。



資料：社会福祉課台帳
数値は各年度末

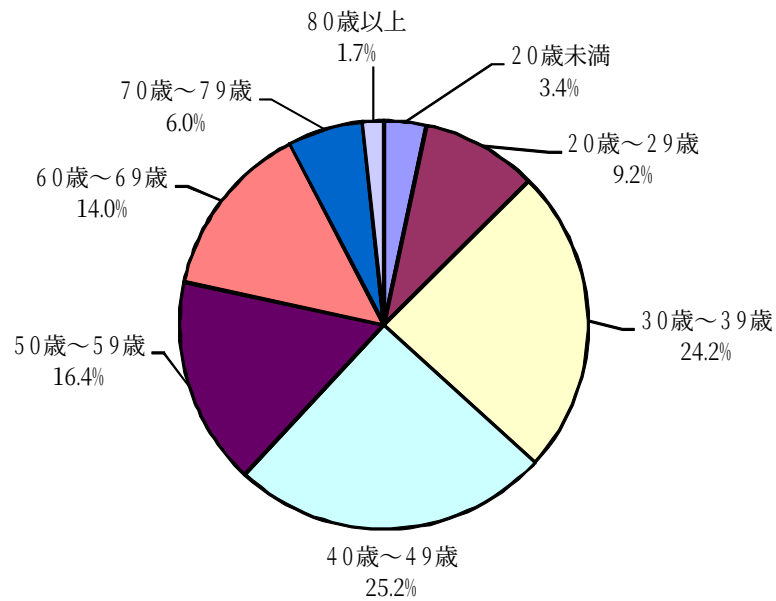
② 年齢別手帳所持者数

精神障害者保健福祉手帳の所持者は、20 歳から 69 歳までの幅広い年代に多くが分布している状況ですが、そのうち 30 歳から 49 歳までの年齢層が全体の 49.4%と、約半数を占めています。

	総数	1 級	2 級	3 級
20 歳未満	26	5	17	4
20 歳～29 歳	71	8	44	19
30 歳～39 歳	187	20	111	56
40 歳～49 歳	195	27	129	39
50 歳～59 歳	127	12	84	31
60 歳～69 歳	108	44	47	17
70 歳～79 歳	46	26	13	7
80 歳以上	13	12	1	0
合 計	773	154	446	173

資料：社会福祉課台帳
平成 26 年 3 月 31 日現在

精神障がい者年齢別割合

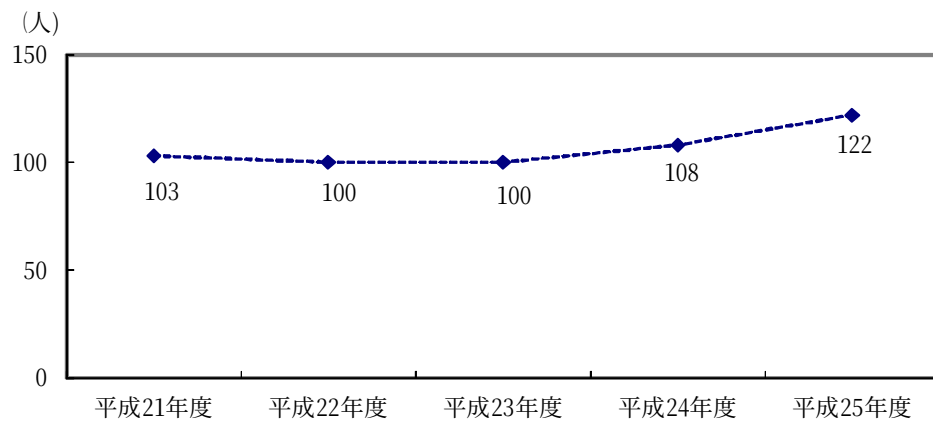


資料：社会福祉課台帳
平成 26 年 3 月 31 日現在

(4) 難病患者

① 特定疾患重症患者認定者の推移

認定者の数は、平成 23 年度から微増の傾向です。



資料：野田保健所「事業年報」
数値は各年度末

② 特定疾患の種類

特定疾患治療研究事業は、「原因不明、治療方法未確立であり、かつ後遺症を残すおそれが少なくない疾病」として調査研究を進めている疾患のうち、診断基準が一応確立し、かつ難治度、重症度が高く患者数が比較的少ないため、公費負担の方法をとらないと原因の究明、治療方法の開発等に困難をきたすおそれのある疾患を対象としています。

本事業は、昭和 47 年度にベーチェット病など 4 疾患を対象として発足し、それ以降対象疾患が徐々に拡大され、平成 27 年 1 月の難病医療法の施行を前に、110 疾患が対象となりました。

<特定疾患治療研究事業対象疾患一覧>

▽球脊髄性筋萎縮症▽筋萎縮性側索硬化症▽脊髄性筋萎縮症▽原発性側索硬化症▽進行性核上性麻痺▽パーキンソン病▽大脳皮質基底核変性症▽ハンチントン病▽有棘赤血球を伴う舞蹈病▽シャルコー・マリー・トゥース病▽重症筋無力症▽先天性筋無力症候群▽多発性硬化症／視神経脊髄炎▽慢性炎症性脱髄性多発神経炎／多巣性運動ニューロパチー▽封入体筋炎▽クロウ・深瀬症候群▽多系統萎縮症▽脊髄小脳変性症（多系統萎縮症を除く）▽ライソゾーム病▽副腎白質ジストロフィー▽ミトコンドリア病▽もやもや病▽プリオン病▽亜急性硬化性全脳炎▽進行性多巣性白質脳症▽HTLV-1 関連脊髄症▽特発性基底核石灰化症▽全身性アミロイドーシス▽ウルリッヒ病▽遠位型ミオパチー▽ベスレムミオパチー▽自己貪食空胞性ミオパチー▽シュワルツ・ヤンペル症候群▽神経線維腫症▽天疱瘡▽表皮水疱症▽膿胞性乾癬▽ステーブンス・ジョンソン症候群▽中毒性表皮壊死症▽高安動脈炎▽巨細胞性動脈炎▽結節性多発動脈炎▽顕微鏡的多発血管炎▽多発血管炎性肉芽腫症▽好酸球性多発血管炎性肉芽腫症▽悪性関節リウマチ▽バージャー病▽原発性抗リン脂質抗体症候群▽全身性エリテマトーデス▽皮膚筋炎／多発性筋炎▽全身性強皮症▽混合性結合組織病▽シェーグレン症候群▽成人スチル病▽再発性多発軟骨炎▽ベーチェット病▽特発性拡張型心筋症▽肥大型心筋症▽拘束型心筋症▽再生不良性貧血▽自己免疫性溶血性貧血▽発作性夜間ヘモグロビン尿症▽特発性血小板減少性紫斑病▽血栓性血小板減少性紫斑病▽原発性免疫不全症候群▽IgA 腎症▽多発性嚢胞腎▽黄色靱帯骨化症▽後縦靱帯骨化症▽広範脊柱管狭窄症▽特発性大腿骨頭壊死症▽下垂体性 ADH 分泌異常症▽下垂体性 TSH 分泌亢進症▽下垂体性 PRL 分泌亢進症▽下垂体性 ACTH 分泌亢進症▽下垂体性ゴナドトロピン分泌亢進症▽下垂体性成長ホルモン分泌亢進症▽下垂体前葉機能低下症▽家族性高コレステロール血症（ホモ接合体）▽甲状腺ホルモン不応症▽先天性副腎皮質酵素欠損症▽先天性副腎低形成症▽アジソン病▽サルコイドーシス▽特発性間質性肺炎▽肺動脈性肺高血圧症▽肺静脈閉塞症／肺毛細血管腫症▽慢性血栓塞栓性肺高血圧症▽リンパ管筋腫症▽網膜色素変性症▽バッド・キアリ症候群▽特発性門脈圧亢進症▽原発性胆汁性肝硬変▽原発性硬化性胆管炎▽自己免疫性肝炎▽クローン病▽潰瘍性大腸炎▽好酸球性消化管疾患▽慢性特発性偽性腸閉塞症▽巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症▽腸管神経節細胞僅少症▽ルビンシュタイン・ティビ症候群▽CFC 症候群▽コステロ症候群▽チャージ症候群▽クリオピリン関連周期熱症候群▽全身型若年性特発性関節炎▽TNF 受容体関連周期性症候群▽非典型型溶血性尿毒症症候群▽ブラウ症候群

第3章 計画の基本的な考え方

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

障がいの有無にかかわらず、市民誰もが相互に人格・個性を尊重し支え合う
共生社会の構築

障がい者を取り巻く環境は、障がい者及びその保護者の高齢化や、障がいの重
度・重複化が進むなど大きく変化しています。一方、ノーマライゼーションとリハ
ビリテーションの理念の普及とともに、障がい者の社会的自立と社会参加が強く求
められています。

これらに対応するため、障がい者福祉の構造改革が進められ、平成18年度からは、
障害者自立支援法が施行され、障がい種別ごとにそれぞれ異なる法律に基づき提供さ
れてきた障害福祉サービス、公費負担医療等について、共通の制度で一元的に提供し、
障がい者が自立した日常生活や社会生活ができるよう支援する体系となりました。一
方、種々の問題点も指摘され、それに応じた制度改正も行われ、平成25年4月からは、
抜本的な見直しの必要性から制度の谷間のない支援の提供、個々のニーズに基づいた
地域生活支援体系の整備等を内容とする制度を構築し、「障害者総合支援法」が施行
されております。

このような中、野田市が今後目指すべき福祉社会においては、全ての障がい者に
ついて個人の尊厳が尊重され、その尊厳にふさわしい処遇が保障されるとともに、
社会を構成する一員として社会、経済、文化、その他あらゆる分野の活動に参加・
参画する機会が与えられる必要があります。

そこで、福祉社会の実現を図り、障がい者に係る施策を総合的かつ計画的に展開
していくために、「障がいの有無にかかわらず、市民誰もが相互に人格・個性を尊重
し支え合う共生社会の構築」を本計画の基本理念とします。

2 計画の基本目標

この基本理念の実現のため、以下の三つを基本目標として掲げ、関係行政機関や
関係団体等が地域社会と連携するとともに、それぞれの役割分担を踏まえて協働す
ることにより、本計画に盛り込まれた各般の施策を総合的かつ計画的に推進してい
くこととします。

- 障がい者に対する理解の推進と共生社会づくり
- 障がい者が自立し安心して生活できる環境づくり
- 障がい者が普通に社会参加できるまちづくり

(1) 障がい者に対する理解の推進と共生社会づくり

ノーマライゼーションの理念を社会に定着させるためには、障がい者に対する社会全体の理解を促進すべく広報啓発などを充実し、「心のバリアフリー」について、更に促進することが重要です。

また、世の中のIT化が進む中で、情報伝達手段の多様化は、障がい者にとって自立や社会参加の機会が増加するという側面がある一方、情報・コミュニケーションの障がいを持つ聴覚、視覚、知的障がい者などへの情報伝達が課題となっております。団体のヒアリングにおいても、各障がいに応じた情報伝達手段の充実についての要望が多くあったほか、通常時、緊急時を問わずコミュニケーションが十分に取れるような環境づくりも求められております。

このような状況を踏まえ、障がい者に対する理解が一層深まり、野田市全体に共生社会の理念が普及するとともに、障がい者が自己選択と自己決定の下に社会に参加・参画できるよう、各種の普及・啓発活動や福祉教育等に積極的に取り組むほか、情報のバリアフリー化やコミュニケーションの向上等に努めてまいります。

(2) 障がい者が自立して安心して生活できる環境づくり

障がいのある人が住みなれた地域で自立した生活を送るためには、障がいの特性やニーズに応じた福祉サービスが適切に提供される必要があります。

平成25年4月に施行された「障害者総合支援法」に基づき、障がい者が自ら選択した場所で、基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活及び社会生活を送るためには、地域における相談支援体制の充実が必要とされております。

施設整備については、団体ヒアリングの中で、施設の使いやすさ向上のための改善要望が出されています。

また、教育の面では、障がいのある子どもたちを乳幼児期から学校卒業後まで教育・療育の面から一貫して支援できる相談支援体制の整備が課題となっております。

さらに、障がい者が身近な地域において、保健・医療サービス、リハビリテーション等を受けることは、安心して生活を送る上で欠かすことのできないものであり、早期発見、早期治療の必要性が高まっています。

このようなことを踏まえ、相談支援体制の強化を図るとともに、妊娠から出産、育児、就学と子どもの成長に応じたワンストップ相談に応じ、その成長にあわせた適切な支援へと繋げるために「子ども支援室」を設置し、障がいの疑いのある子どもを早期に発見し、早期に療育を開始し、障がい児の発達に効果的な支援を提供する体制を整備します。

障がい者に係る生活支援の基本的な方針として、福祉サービス、教育・育成、保健・医療の各方面からの利用者本位の相談支援体制の強化を図ります。

また、施設整備については、障がい者団体の要望に対応したサービスの提供に資するよう、あおい空において、日中一時支援事業及び短期入所事業を開始するとともに、第二の福祉ゾーンにおいては、現在障がい者にも対応した特別養護老人ホームの整備を進めております。

また、教育に関しては、障がいがある子ども一人一人の状況に応じてきめ細かな支援を行うため、一貫した相談支援体制の整備を図るとともに、関係機関と連携し包括的なサポート体制の構築に努めます。

さらに、障がいの原因となる疾病等の予防と早期発見の推進を図り、適切な保健医療サービスの提供に努めます。

(3) 障がい者が普通に社会参加できるまちづくり

障がい者が自立して生活し、積極的に社会参加していく上で、まち全体を障がい者にとって利用しやすいものへと変えていくことは非常に重要なことです。野田市では、これまで福祉のまちづくりパトロールを進める中で、歩道や交差点の段差解消について積極的に取り組んできたところです。このため、道路の整備が少しずつ改良されているとの声がある一方、アンケートや団体ヒアリングでは、道路等の公共施設の一層のバリアフリーを望む声がありました。このことから、「新バリアフリー法」及び「移動等円滑化の促進に関する基本方針」を踏まえ、引き続きバリアフリーのまちづくりを推進します。

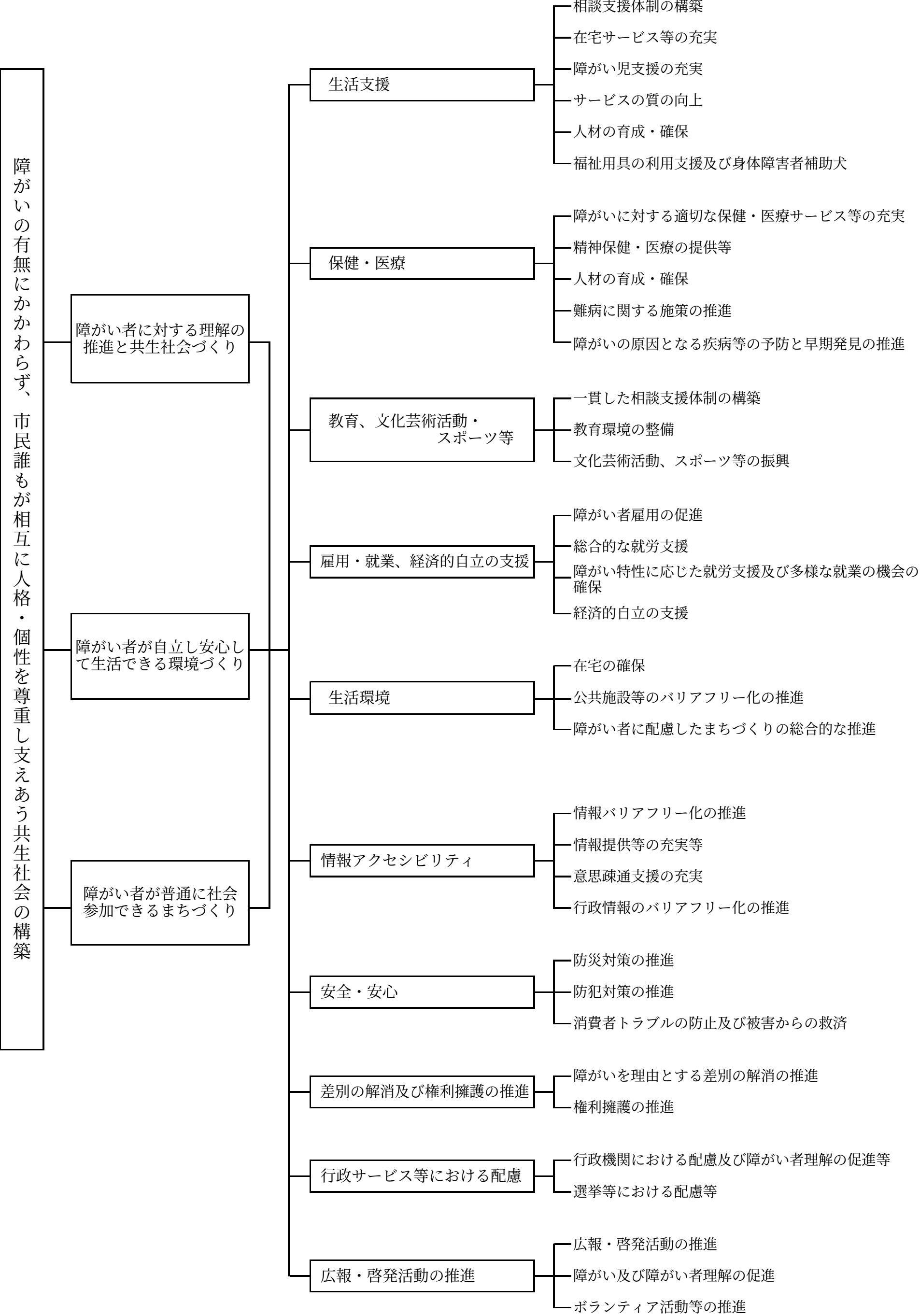
また、障がい者が地域生活を送る上で、活動の場、働く場を充実させることは、生活の質の向上と自己実現のために大きな役割を果たします。野田市においては、労働部門では「野田市雇用促進奨励金制度」、「障がい者職場実習奨励金」等の支給、福祉部門では障害者就業・生活支援センターにおいて、障がい者の就労支援を図り、自立のための積極的な支援を推し進めてきました。

アンケートや団体ヒアリングでは、雇用の場の確保、企業における障がいについての理解の促進など一層の雇用施策の充実を求める意見が出ています。

このようなことから、更なる就労支援を進めるための機能の強化、各種障がい者雇用拡大施策の周知、障がい者雇用に関する啓発、広報に努めます。

さらに、防災対策として、避難行動要支援者支援計画により、災害発生時に障がい者等に対し適切な避難・救助する仕組みづくりを推進するとともに、福祉避難所の体制整備を強化します。

3 計画の体系



4 計画の展開方向

I 総論

野田市の障がい者福祉については、ノーマライゼーションとリハビリテーションを基本理念とする「野田市障がい者基本計画」に基づき各種施策に取り組み、福祉サービスの向上に努めてまいりました。

このような中、障がい者自身や家族介護者の高齢化の進展や、障がいの重度・重複化等の傾向が強まっているとともに、障がい種別にかかわらず障がい者が地域で自立した日常生活や社会生活ができるよう支援する「障害者自立支援法」が平成18年に施行されました。

その後、平成23年7月に「障害者基本法」の改正等を踏まえ、「障害者自立支援法」が改正され、地域社会での共生での実現に向け「障害者総合支援法」が平成24年6月に成立し、障がい者の範囲への難病患者の追加、共同生活介護の共同生活援助への一元化などの制度改正が行われました。

第2次障がい者基本計画（改訂版）の策定に際しては、このような情勢の変化に対応し計画に反映させていくため、現行計画の進捗状況を検証し、アンケート調査、障がい者団体とのヒアリング等を実施してきました。

これらの結果を総合的に勘案したほか、平成25年9月に国が策定した第3次障害者基本計画、27年3月に千葉県が策定した第五次千葉県障害者計画を踏まえ、厳しい財政状況の下での予算制約や他の行政分野とのバランスにも配慮しながら、3つの基本目標を実現するため、これまでの計画同様、障がい者に関わる施策を国の計画に基づいた新たな10の展開方向に分け各種の施策を推進していきます。

II 各論

1. 生活支援

① 基本方針

利用者本位の考え方に立って、サービスの自己選択の前提となる情報提供を充実するとともに、個人の多様なニーズに対応する生活支援体制の整備、サービスの量的・質的充実に努め、全ての障がい者が安心して豊かな地域生活を享受することができるような体制を構築していきます。

② 重点施策

障がい者又は障がい児が主体的にサービス等の選択を行えるよう各種の福祉サービス等の情報提供を充実するとともに、障がい者のニーズに沿った福祉サービスを総合的に提供できるよう、サービス等利用計画案の作成の促進をはじめとし

た障害福祉サービスの利用促進に努めます。

新たに、妊娠から出産、育児、就学と子どもの成長に応じたワンストップ相談に応じ、その成長にあわせた適切な支援へと繋げるために「子ども支援室」を設置し、障がいの疑いのある子どもを早期に発見し、早期に療育を開始し、乳幼児から一貫した効果的な支援を提供する体制の構築を図り、療育方法等に関する情報提供に努めます。

また、障がい者の地域移行を促進するため、グループホーム等への移行の推進を継続するとともに、在宅福祉サービスの質的・量的拡充に努め、障がい者が安心して豊かな地域生活ができる体制を構築していきます。

2. 保健・医療

① 基本方針

障がいの予防と早期発見に向けた取組を基本とし、障がいに対する適切なりハビリテーションの提供等により、障がいの軽減を図るとともに、重度・重複化、二次障がい等の防止を図ります。

また、保健・医療サービスを提供する上で基礎となる専門職種の養成・確保に努めてまいります。

② 重点施策

障がいの原因となる疾病等の予防や治療について、妊娠、出産、発達期から高齢期に至る各段階に応じ障がいの原因となる疾病等の予防と早期発見、早期治療の推進を図ると共に、関係機関、専門機関と連携を図り、障がいに対する必要な保健・医療サービスの適切な提供に努めます。

また、精神疾患による入院患者の減少及び精神障がい者の地域移行への取組について、関係機関と連携して推進します。

3. 教育、文化芸術活動・スポーツ等

① 基本方針

障がいのある子ども一人一人の個性に応じてきめ細かな支援を行うため、乳幼児期から学校卒業後までの相談体制や卒業後に至るまでの教育や療育を計画的に進めるとともに、障がいのある子どもの社会的・職業的自立に向けた取組や学校施設のバリアフリー化を継続して推進します。

また、障がい者が円滑に文化芸術活動、スポーツ又はレクリエーション等を行うことができるよう環境の整備等を推進します。

② 重点施策

今までに進めてきた教育・療育施策を活用しつつ、障がいのある子供やそれを支える保護者に対し、教育、医療、福祉、労働等関係諸機関の連携の下、保護者等の意思をできる限り尊重し、乳幼児期から学校卒業後まで一貫した効果的な相談支援体制の構築を図ります。さらに、近年の障がいの重度・重複化や多様化の状況を踏まえ、療育相談事業を始め教育・療育機関の機能の充実を図り、地域や障がいのある子供の多様なニーズに対応します。

特別支援教育を推進するため、学校関係者のみならず、保護者を始め多くの方への理解と協力を得るよう努めます。

また、スポーツ・レクリエーション活動への参加機会の確保のため活動支援を行い、障がい者の社会参加を促進するとともに、障がい者の学習活動への参加を支援し、生涯を通じた学習機会の充実に努めます。

4. 雇用・就業、経済的自立の支援

① 基本方針

雇用・就業は、障がい者の自立・社会参加のための重要な柱であり、障がい者が能力を最大限発揮し、働くことによって社会に貢献できるよう、就業促進に向けた支援策を推進します。

また、年金等の支給、経済的負担の軽減等により経済的自立を支援します。

② 重点施策

障がい者の雇用・就業の場の確保のため、積極的に関係機関と連携を図りながら、あらゆる角度から障がい者の職場確保や職場復帰等について推進します。

また、働く意欲と能力を有する障がい者の雇用促進を図るとともに、各種制度利用を通じ事業主に障がい者雇用の認識を深めていただき、支援策の充実を図るとともに障がい者の常用雇用につなげるための支援に努めます。

これに加えて、障がい者が地域で質の高い自立した生活を営むことができるよう、就労を目指した障害福祉サービスの利用などの支援を実施するとともに、諸手当などの給付サービス、各種の税制上の優遇措置を運用し、経済的自立を支援します。

5. 生活環境

① 基本方針

障がい者の自立と社会参加を支援し、誰もが快適で暮らしやすい生活環境の整備を推進するため、障がい者が安心して生活できる住宅の確保、建築物、公共交通機関等のバリアフリー化を図り、障がい者に配慮したまちづくりを推進します。

② 重点施策

障がい者等全ての人が安全に安心して暮らすことができる生活環境の整備により、自らの意思で自由に移動し、普通に社会参加することのできる環境の構築を図るとともに、福祉のまちづくりパトロールによる身近な生活環境の改善に努めます。

また、住宅改修に対する助成を行うなど、障がい者が住み慣れた地域で安心して生活できる住環境の整備に努めます。

6. 情報アクセシビリティ

① 基本方針

障がい者が円滑に情報を取得・利用し、意思表示やコミュニケーションを行うことができるよう、情報通信における情報アクセシビリティの向上、情報提供の充実、コミュニケーション支援の充実等、情報の利用におけるアクセシビリティ（利用しやすさ）の向上を推進します。

② 重点施策

障がい者の情報活用能力の向上のため、視覚障がい者や聴覚障がい者などにパソコン講習会を開催すること等により、障がい者のITの利用を総合的に支援します。

行政からの広報については、点字、録音物、インターネット等による対応の促進を図ります。

コミュニケーション支援を必要とする視聴覚障がい者に対する盲人ガイドヘルパーや手話通訳者、要約筆記者や点訳奉仕者の養成研修を推進し、これらの派遣体制の充実強化を図ります。

7. 安全・安心

① 基本方針

障がい者が地域社会において、安全・安心な生活を送ることができるよう、防災・防犯対策の推進、消費者被害からの保護等を図ります。

② 重点施策

防災対策として、障がいの有無に関わらず、全ての市民が必要な情報を速やかに入手できる伝達手段の確保を図るとともに、災害が発生し、又はそのおそれがある場合など避難行動要支援者支援計画に基づき、緊急時の避難支援体制を整備

することにより、災害に強いまちづくりを推進します。

防犯対策として、関係機関と連携を図るとともに、緊急時の通報体制を確保し、防犯機能の強化に努めます。

消費者対策として、消費生活に関する相談受付体制を整備するとともに、消費者被害の啓発を行い、消費者トラブルの防止及び早期発見、被害からの救済に努めます。

8. 差別の解消及び権利擁護の推進

① 基本方針

障がいの有無によって分け隔てられることなく、全ての人が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消に取り組みます。あわせて、障がい者虐待の防止等、障がい者の権利擁護のための取組みを推進します。

② 重点施策

障がい及び障がい者に対する正しい知識の普及・啓発により、市民の関心を高め、障がいを理由とする差別の解消を図ります。

権利擁護の推進として、障害者虐待防止法の適切な運用を通じ、障がい者虐待の防止及び養護者に対する支援に取り組みます。

また、成年後見制度の適切な利用が図られるよう必要な支援を行います。

9. 行政サービス等における配慮

① 基本方針

障がい者が適切な配慮を受けることができるよう、障がい者理解の促進に努めるとともに、障がい者がその権利を円滑に行使することができるよう、選挙等における配慮に努めます。

② 重点施策

市職員に対する障がい者に関する理解を促進するため必要な研修を実施し、窓口等における障がい者への配慮の徹底を図ります。

また、障がい者が円滑に投票できるよう、投票環境の向上に努めます。

10. 広報・啓発活動の推進

① 基本方針

障がいの有無にかかわらず、偏見や差別なく相互に人格と個性を尊重し支え合

う共生社会の理念の普及を図るとともに、障がい及び障がい者に関する理解を促進するため、幅広い市民参加による啓発活動を強力に推進していきます。

② 重点施策

共生社会の理念の普及を図り、障がい及び障がい者に対する正しい理解を促進するため、市報やホームページ等による広報活動、各種交流行事及び講演会等を中心に、一般市民、ボランティア団体、障がい者団体など幅広い層の参加による啓発活動を推進します。

また、小・中学校等における学校教育活動を通じ、障がい者に対する理解を深める福祉教育を積極的に推進します。

第4章 具体的な施策の方向性

第4章 具体的な施策の方向性

1 生活支援

障がい者の自立した生活支援には、利用者本位の考え方を基本とし、身近な場所において必要な日常生活又は社会生活を営むための支援が受けられる相談支援体制の構築やサービス提供基盤の充実強化等が重要となっています。

このため、障がい者又は障がい児が主体的にサービス等の選択を行えるよう各種の福祉サービス等の情報提供を充実するとともに、障がい者のニーズに沿った福祉サービスを総合的に提供できるよう、様々な障がい種別に対応した相談及び支援体制の充実に努め、サービス等利用計画案の作成の促進をはじめとした障害福祉サービスの利用促進に努めます。

新たに、妊娠から出産、育児、就学と子どもの成長に応じたワンストップ相談に応じ、その成長にあわせた適切な支援へと繋げるために「子ども支援室」を設置し、障がいの疑いのある子どもを早期に発見し、早期に療育を開始し、乳幼児から一貫した効果的な支援を提供する体制の構築を図り、療育方法等に関する情報提供に努めます。

また、障がい者の地域移行を促進するため、グループホーム等への移行の推進を継続するとともに、在宅福祉サービスの質的・量的拡充に努め、障がい者が安心して豊かな地域生活ができる体制を構築していきます。

事業番号・事業名	1 生活支援
	(1) 相談支援体制の構築
担当課	社会福祉課、障がい者総合相談センター

【事業、施策等の現状】

- 「障がい者総合相談センター」では、県主催の各種研修会に職員を派遣し、相談支援機能の充実に努めました。

〈平成25年度 障害者の相談支援業務研修への参加〉

市町村新任職員研修	1人
相談支援従事者専門コース別研修	1人
相談支援従事者専門コース別研修	3人
障害者虐待防止権利擁護研修	1人

- 12月に開かれた地域相談員等合同研修会に職員を派遣し、相談活動の展開に努めました。
- 家族と暮らす障がい者の支援策として、他の事例を参考に家族教室の取り組み方について検討を進めました。

- ・ 日常生活自立支援事業、成年後見制度について、障がい者福祉ガイドブックにて制度の紹介を行い、普及啓発に努めました。
- ・ 障がい者総合相談窓口における、相談事業等において、日常生活自立支援事業等の情報提供を行なうとともに、関係機関等につなぐなど相談内容に応じた支援を行いました。

平成 25 年度 利用件数	4 件
---------------	-----

- ・ 障がい者団体の活動拠点として、総合福祉会館の利用促進に努めています。
- ・ 民間福祉の総合的な福祉サービスを提供する活動の拠点に、施設及び設備の提供並びに活動の支援に努めました。

＜平成 25 年度 障がい者団体の総合福祉会館利用状況＞

登録団体総数	149 団体
うち障がい当事者団体	14 団体
障がい関係ボランティア団体	10 団体
その他の障がい関係	11 団体

＜平成 25 年 4 月～26 年 3 月利用件数＞

利用総件数	1,854 件
うち障がい者関係団体利用件数	410 件

- ・ 障がい者団体補助については 9 団体に運営費の補助を実施しました。

平成 25 年度	9 団体	1,588 千円
----------	------	----------

- ・ 相談は月から金曜日の 8：30～17：15 のほかに毎月、日時を決めて専門相談「発達教育相談」、「生活療育相談」を実施し、関係機関等と連携を図りながら支援しました。
- ・ 地域自立支援協議会の運営に関して、障害者自立支援法の改正に関する変更点の報告や、下部機関である専門部会を障がい種別から課題別に変更するための協議を行い、就労支援部会・子ども部会・相談支援部会を設けました。

また、県内で起きた虐待事件を受けて協議をし、野田市地域自立支援協議会の見解を市内にて公表しました。

＜地域自立支援協議会の開催＞

平成 25 年度	2 回開催
----------	-------

【事業、施策等の課題】

- ・ アンケート調査結果では、「今後利用したいサービス」として「相談支援」が 3 障がいの上位を占めているため、今後も引き続き、研修等に積極的に参加し専門的知識を深める必要があります。また、「情報収集、相談における困りごと」として「どこに問い合わせたらよいかわからない」が、3 障がいの上位を占めるため、さらに相談体制を構築する必要があります。
- ・ 「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」の啓発について地域相談員と連携を図り、県条例の普及に努める必要があります。
- ・ 団体ヒアリングによれば「本人だけでなく、家族への支援もしてもらいたい」

とあることから、引き続き、他の事例を参考に、取り組み方について検討を進めます。

- ・ 障害年金など個人の財産については、障がい者が「成年後見制度利用支援事業」を利用して適切に管理できるよう支援する必要があります。
- ・ 障がい者の高齢化、重度化、親亡き後を見据え、日常生活自立支援事業や成年後見制度を利用する方が増加することが想定されます。
- ・ 総合福祉会館は、障がい者団体の活動拠点として、効果的であるため、引き続き利用の促進を図る必要があります。
- ・ 障がい者団体への補助については、団体補助の主旨にあった補助金の交付に努める必要があります。
- ・ 障がい者手帳の有無にかかわらず、特性を踏まえた生活支援相談、施設利用等の相談に対応する必要があります。
- ・ 発達障がいの早期発見、支援について、発達段階に応じた適切な支援の在り方について検討する必要があります。
- ・ 障がい者に対する虐待通報が増えているため、地域自立支援協議会の専門委員会において定期的に協議する必要があります。

【施策の方針】

- ・ 「障がい者総合相談センター」は、障がい者の相談等を総合的に行い、サービス利用計画案の作成の促進等、相談支援の中核的な役割を担うため、相談業務の質の向上を図るとともに、相談支援機能の充実と専門化を進め、生活支援体制の強化を図り、関係機関との連携の強化を図ります。
- ・ 地域相談員と連携を図り「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」の普及啓発に努めます。
- ・ 家族と暮らす障がい者について、情報提供や相談支援等により、その家庭や家族を支援する家族教室の開催について検討します。
- ・ 日常生活自立支援事業については、相談等において、今後、相談支援員等からの支援につながるケースも想定されるため、福祉サービス事業所を中心に普及活動に努めます。
- ・ 成年後見制度については、市民後見人の養成を行い支援体制の充実を図るとともに、障がい者福祉ガイドブック等により情報提供及び関係機関等と連携するなど相談状況に応じた支援を実施します。また、積極的な広報・啓発活動を行うとともに、制度の適切な利用の推進を図ります。
- ・ 障がい者団体の活動拠点として、総合福祉会館の利用促進を図ります。
- ・ 障がい者団体への補助については、団体の活動内容や予算の執行状況により、団体の健全育成・運営に努め、限られた予算の範囲内において可能な限り対応を検討します。
- ・ 重度・重複障がい者、強度行動障がい者、自閉症、自閉症スペクトラム、高

次脳機能障害（失語症等の関連症状を併発した場合を含む。）について、相談支援や地域自立支援協議会を始めとした関係機関との連携・調整等を行うとともに、高次脳機能障害に関する情報発信の充実を図ります。

- ・ 自閉症などの発達障がい児者やその家族に対する相談支援については、相談支援従事者に対する研修を実施するなど、相談支援体制の整備を進めるとともに、発達障害者支援センター（CAS）や地域の医療、保健、福祉、教育、雇用等の関係者と連携し、地域生活支援体制の充実を図ります。
- ・ 地域自立支援協議会の専門部会では、権利擁護について、相談支援部会にて扱うこととしておりますが、相談支援部会では扱うべきテーマが数多くあるため、部会内で新たに権利擁護に係る部会を創設することも含めて検討します。

事業番号・事業名	1 生活支援
	（２）在宅サービス等の充実
担当課	社会福祉課、障がい者総合相談センター

【事業、施策等の現状】

- ・ 24時間365日相談に対応できる中核地域生活支援センターが、夜間における相談等において重要な役割を果たしています。
- ・ 市営の指定居宅介護・訪問介護事業者を対象としたホームヘルパー会議を年3回開催しました。

〈ホームヘルパー会議の開催〉

平成25年度	参加者 常勤5名	登録者9名
--------	----------	-------

- ・ 重度障がい者に対する短期入所のニーズは依然として高い状況の中で、特に重度の障がい児者を受け入れる短期入所等の事業所が市内に不足していることから、あおい空を利用した短期入所事業と日中一時支援事業を実施するため、平成26年3月に契約を締結し、工事を着工しました。
- ・ 放課後等デイサービス事業所については、平成26年1月に特定非営利活動法人「Santa（さんた）」が開設されました。
- ・ 福祉タクシー制度の登録業者が2件増え46営業所になりました。

〈平成25年度 福祉タクシー利用件数〉

実人数391人	8,262件	金額5,310,570円
---------	--------	--------------

- ・ 障がい者団体からの意見や要望等については、個別の要望のほか、障がい者団体連絡会とも連携を図り引き続き検討していくこととします。
- ・ グループホーム等については、民設民営を基本とした整備を推進し、運営を支援し入居者の家賃についても支援していきます。
- ・ グループホームやケアホームの運営に要する経費の一部を補助しました。

〈平成 25 年度 運営費補助〉

施設数 26 箇所	補助額 7,337,487 円
-----------	-----------------

- ・ グループホームやケアホーム等の入居者への家賃補助を実施しました。

〈平成 25 年度 家賃補助〉

対象者 67 人	補助額 6,063,207 円
----------	-----------------

- ・ 民間賃貸住宅の入居に関する様々な相談に応じ事業の円滑な推進を図るため、多くの不動産店の協力が得られるよう、宅建協会に働きかけを行うなど、居住支援事業の広報、周知に努めています。

協力不動産の登録件数	15 店
------------	------

〈野田市民間賃貸住宅居住支援事業の利用状況〉

相談件数 10 件	うち心身障がい者 3 件
利用状況 4 件	うち心身障がい者 2 件

- ・ 障がい者が外出のための移動支援など社会参加促進のためのサービスの充実強化を図りました。

〈平成 25 年度 派遣実績〉

手話通訳者派遣	443 件
要約筆記者派遣	210 件
盲人ガイドヘルパー派遣	28 件
移動支援	130 件

- ・ 地区社会福祉協議会が行っている「ふれあいいきいきサロン事業」などを活用し、引き続き障がい者の社会参加の促進を図りました。
- ・ 障がい者手帳の有無にかかわらず障がい者が社会復帰のための生活支援相談・施設利用等の相談を障がい者総合相談センターで対応しました。

【事業、施策等の課題】

- ・ 障がい者の高齢化、重度化に対応する適切な支援の在り方について引き続き検討する必要があります。
- ・ アンケート調査結果では、「居宅介護サービス」が3障がいとも最も利用したいサービスとなっていることから、量的・質的充実を図る必要があります。
- ・ あおい空による重度障がい者の短期入所及び日中一時支援事業の周知に努め、利用の促進を図る必要があります。
- ・ 放課後等デイサービス事業所については、新設事業所の設立を促進し、利用者のサービス需要を踏まえ、支援方法を検討していく必要があります。
- ・ 福祉タクシー制度については、事業の改善、業者の拡充を図る必要があります。
- ・ 野田市が独自に実施する各種サービスについては、各障がい者団体のニーズを踏まえた上で、限られた予算の範囲内で検討・見直しの必要があります。

- ・ グループホーム等については、障がいのある方の地域生活を支援するため、入居者の運営や家賃の経費の一部を補助する必要があります。
- ・ 民間賃貸住宅の入居に関して、現在は不動産店の取り扱う債務保証会社が多数あることや、空き物件も多く賃貸物件が借りやすくなっていることなどから利用者が少ない状況となっており、また、契約時の条件として、親族などの緊急連絡先の確保が必要などの条件があり確保できない場合契約できないなどの問題があります。
- ・ 障がい者が社会の構成員として外出のための移動支援、社会参加のためのサービスの充実を図る必要があります。
- ・ 地区社会福祉協議会の事業は、高齢者対象の事業が中心であり、現状では障がい者を対象とした事業を取り組むまでは至っていません。
- ・ 平成 26 年 4 月に開所した重症心身障害児施設東葛飾医療福祉センター光陽園については、引き続き運営協力を図る必要があります
- ・ 平成 25 年度にまとめた整備内容に基づき、平成 26 年 8 月に施設整備事業者を募り、特養施設 90 床の整備と併せ、障がい者施設としてグループホーム、ショートステイの整備に取り組む必要があります。
- ・ あおい空の短期入所、日中一時支援事業については、周知徹底を図り、サービスの安定的な供給を図る必要があります。
- ・ 施設入所者の地域生活への移行を促進するため、地域に移行した障がいのある人に対する専門的な相談支援や日中活動の場の提供、短期入所などの機能が地域において求められています。

【施策の方針】

- ・ 障がい者の高齢化、重度化に対応するため、中核地域生活支援センターの利用を促進するなど、施設が有する人材、設備などの機能を活用することにより、在宅療育等に関する相談・指導体制の充実を図ります。
- ・ 居宅介護サービスについては、障がい特性を理解したホームヘルパーの養成及びこれに向けた研修を行うとともに、居宅介護事業者の拡充を働きかけていきます。
- ・ あおい空を活用し、重度障がい者に対する短期入所及び日中一時支援事業を実施し、在宅サービスの提供の充実を図ります。
- ・ 民設民営の枠組みの中で、既存施設の有効活用も含め、放課後等デイサービスや、サービス需要が大きい短期入所、日中一時支援事業への対応を引き続き支援していきます。
- ・ 福祉タクシー制度については、利用方法等の改善について、可能な限り利用者の立場に立って検討していきます。また、市内事業者に対し、車いすやストレッチャー対応の福祉タクシーを導入することについて、積極的に働きかけていきます。

- ・ 野田市が独自に実施する各種サービスについては、各障がい者団体のニーズを踏まえた上で限られた予算の範囲内で検討・見直しをしていくこととします
- ・ グループホームについては、地域で生活する障がい者に対する在宅支援の拠点として、民設民営を基本とした整備を推進し、運営を支援するとともに、入居者の家賃についても支援し、利用の促進を図ります。また、利用者が自主的に非常災害時における近隣住民との連携体制の構築、防火安全体制の強化を図ります。
- ・ 民間賃貸住宅の入居に関する様々な相談に対応し、野田市民間賃貸住宅居住支援事業の円滑な推進を図るため、多くの不動産店の協力が得られるよう、宅建協会等に働きかけを行うと共に、様々な機会を通して、協力不動産店の情報を利用者に提供するなど継続し事業の広報、周知に努めます。
- ・ 障がい者が社会の構成員として地域で共に生活することができるようにするとともに、意思疎通を図ることに支障がある障がいのある方に対し、手話通訳者や要約筆記者等によるコミュニケーション手段の確保及び盲人ガイドヘルパーや移動支援事業、福祉タクシー等による外出のための移動支援の対象者の拡大など社会参加促進のためのサービスを充実強化します。
- ・ 地区社会福祉協議会が地域ぐるみ福祉ネットワーク事業として行っている「ふれあいいいきサロン事業」などを活用し、引き続き障がい者の社会参加の促進を図ります。
- ・ 地域自立支援協議会は、地域の資源を活用し障がい者への支援体制に重要な役割を果たしていくことから、専門部会である相談支援部会を活用し、情報の収集に努め、在宅サービスの充実を図ります。
- ・ 重症心身障害児施設東葛飾医療福祉センター光陽園の利用促進を図るほか、千葉県及び東葛6市と連携し、運営協力を図ります。
- ・ 障がい者にも対応した特別養護老人ホームや併設する障がい者のためのグループホーム及び短期入所について平成29年4月開設を目指すと共に、「障がい者が優先して入所できる独自の入所基準」の策定を進めます。
- ・ あおい空の短期入所・日中一時支援事業をはじめとして既存の福祉施設について、資源のバランスを図りつつ、利用者の利便を高めるよう、その施設が有すべきサービス機能の強化を図ります。
- ・ 地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援などに対応したサービス提供体制を整え、地域全体で支えるシステムを実現するため、地域生活支援拠点の整備により、地域の社会福祉資源を活用した提供体制づくりを推進します。

事業番号・事業名	1 生活支援
	(3) 障がい児支援の充実（新規）
担当課	保健センター、あさひセンター、社会福祉課、学校教育課、児童家庭課

【事業、施策等の現状】

- ・ 平成 24 年 4 月からこだま学園については、福祉型児童発達支援センターとして、また、あさひ育成園については医療型児童発達支援センターとして障害福祉サービスを実施しています。通所支援についてはこれまでと同様の支援を行いました。平成 27 年 4 月より本格実施となる保育所等訪問支援及び相談支援については、新たに経験を要する職員の配置及び施設の整備も必要となることが判明したことから、現行の両センター機能を維持していくべきかを含め、どのような体制で実施したら、より良いサービスができるかを検討しています。平成 27 年 4 月にはこれらのサービスが開始できるよう検討していきます。
- ・ 障がい児の保育を円滑に行えるように保育士の加配を行いました。
- ・ 幼稚園では、障がい児の適切な就園に結び付けるため、教育相談を実施しました。また、現状の教員で受入が可能であったため、支援員の配置はありませんでした。
- ・ 学童保育所では、障がい児を受け入れるにあたり、障がい児に対応する指導員を加配しました。

【事業、施策等の課題】

- ・ 団体ヒアリングによれば、医療的ケアの必要な障がい児について、安心して学校に通える制度に不備があり、その対応が求められています。
- ・ 団体ヒアリングによれば、障がいの早期発見、早期療育の質の向上や充実が求められており、その対応が求められています。
- ・ こだま学園及びあさひ育成園は、児童発達支援センターとして、療育に対する経験や高い専門性が要求される施設への転換が必要なことから、市直営で運営することは極めて困難な状況にあります。また、あさひ育成園については、医療型児童発達支援センターとして、支援を行っていますが、保護者が期待する施設の役割も、治療ではなく療育へと変化してきており、平成 24 年の改正児童福祉法でも、肢体不自由児通所施設は、医療型、福祉型への移行の選択が可能となったことから、あさひ育成園については、より充実した療育を実施するため、支援員人員体制が手厚い福祉型に移行しようとするもので、支援形態を現行の医療型児童発達支援から福祉型児童発達支援に変更することを進めます。

- ・「子ども・子育て支援新制度」において、障がい児は保育の必要性の認定において、優先利用対象であることから、保育所受入れの優先度を考慮します。
- ・ 障がい児の保育については「子ども・子育て支援新制度」に基づき、障がい児の受入れ体制を充実させる必要があります。また、保護者の障がいに対する理解を深めるための施策を検討する必要があります。
- ・ 幼稚園では「子ども・子育て支援新制度」に基づき、障がい児の受入れ体制を充実させる必要があります。
- ・ 学童保育所では障がい児の保育を円滑に行うために、指導員の配置人数を加算していく必要があります。

【施策の方針】

- ・ 妊娠から出産、育児、就学と子どもの成長に応じたワンストップ相談に応じ、その成長にあわせた適切な支援へと繋げるために「子ども支援室」を設置し、障がいの疑いのある子どもを早期に発見し、早期に療育を開始し、障がい児の発達に効果的な支援を提供するとともに、相談、支援機関との連携強化に努めます。
- ・ こだま学園及びあさひ育成園は、児童発達支援センターとして、従来の通所支援に加え、障がい児やその家族への相談（障害児相談支援事業）や障がい児を預かる施設への援助・助言等（保育所等訪問支援事業）を行うこととされており、療育に対する経験や高い専門性が要求される施設への転換が必要なため、市直営で運営することは極めて困難な状況にあることから、指定管理者制度を導入し、指定管理者が児童発達支援センターとして地域の障がい児支援における中核的療育施設として事業運営ができるよう、必要な手続きを進めていきます。
また、あさひ育成園については、平成 27 年度より医療型児童発達支援センターから福祉型児童発達支援センターに変更し、療育を主とした支援を行っていきます。
- ・ 障がい児の保育については、「子ども・子育て支援新制度」において保育の必要性の優先利用対象であることから、受入れに対する優先度を考慮します。
また、保育士が、障がい児に対する理解を深め適切な保育サービスが提供できるように、専門家講師による研修を実施します。
- ・ 保護者の障がいに対する理解を深めるため、「まめっ娘」キャラバン隊と開催の仕方などを協議し、研修会の開催を検討していきます。
- ・ 幼稚園では、障がい児の適切な就園、就学に結び付けるため、教育相談・支援体制の充実に努めます。
- ・ 学童保育所では「子ども・子育て支援法」に基づき、障がい児やその家族が、身近な地域において必要な子育て支援を享受できるように努めます。

また、障がい児が円滑に教育・保育等を利用できるように、指導員の加配を行なうとともに、学童保育所入所前の面接をきめ細かく行い、障がい児が過ごしやすい環境を整備していきます。

事業番号・事業名	1 生活支援
	(4) サービスの質の向上
担当課	社会福祉課

【事業、施策等の現状】

- ・ 質の高いサービスを確保する観点から「障害者・児施設のサービス共通評価基準」等を活用するために、他市において第三者評価機関等による評価を実施した施設の情報を収集するなど、制度導入に向けた検討を進めました。
 - ・ 「苦情解決システム」は、広報や各福祉施設の見やすいところに掲示するなど、市としてシステムを作成し広報・啓発に努めています。
- なお、具体的に申出がなされた場合は、市報で公表することとしています。

【事業、施策等の課題】

- ・ 第三者評価機関等による客観的なサービス評価を実施する必要があります。
- ・ 「苦情解決システム」の積極的な周知を図り、円滑な利用を支援する必要があります。

【施策の方針】

- ・ 質の高いサービスを確保する観点から、「障害者・児施設のサービス共通評価基準」等を活用し、自己評価を更に進めるとともに、第三者評価機関等による客観的なサービス評価の実施も検討します。
- ・ サービス利用者に対し、千葉県社会福祉協議会や事業者が設置している「苦情解決システム」の積極的な周知を図り、円滑な利用を支援します。

事業番号・事業名	1 生活支援
	(5) 人材の育成・確保
担当課	障がい者総合相談センター

【事業、施策等の現状】

- ・ 障がい者総合相談センターの相談支援体制は、専任3人（センター長1人、ケースワーカー2人）と兼務1人（保健師）を配置し、障がい者虐待防止研修等を受講させ、スキルアップを図りながら、関係機関等と連携し、利用者本位の支援に努めました。

また、専門相談員として精神保健福祉士を平成24年度に引き続き確保し、相談支援事業の機能強化を図りました。

【事業、施策等の課題】

- ・ 相談支援事業の機能強化を図るため、専門的相談・支援等に従事する者の確保と資質の向上を図る必要があります。

【施策の方針】

- ・ 相談支援事業の機能強化を図るため、社会福祉士、精神保健福祉士をはじめとした社会福祉の専門的相談、支援等に従事する者の確保に努めるとともに、専門的な技術や知識の向上を図るため研修に参加します。

事業番号・事業名	1 生活支援
	(6) 福祉用具の利用支援及び身体障害者補助犬
担当課	社会福祉課、障がい者総合相談センター

【事業、施策等の現状】

- ・ 障がい者福祉ガイドブックを作成し、福祉用具（日常生活用具及び補装具）に関する情報提供と利用支援を行いました。

〈平成 25 年度 利用支援〉

日常生活用具	2,774 件
補装具	192 件
合 計	2,966 件

- ・ 総合相談窓口において、障がい者相談支援事業の中で、障がいの程度等に応じた福祉用具の利用について、情報提供を行いました。県主催の各種研修会に職員を派遣し、相談支援機能の充実に努めました。

【事業、施策等の課題】

- ・ 福祉用具の利用支援について、窓口における説明やパンフレット配布等により適切な情報提供に努める必要があります。
- ・ 障がい者相談支援事業の中で障がいの程度等に応じた福祉用具の利用について、引き続き支援する必要があります。
- ・ 団体ヒアリングにおいて、日常生活用具の対象種目の適時見直しについて要望があり、その対応が求められています。

【施策の方針】

- ・ 福祉用具（補装具、日常生活用具）に関する窓口における説明や障がい者福祉ガイドブック等により適切な情報提供に努めるほか、相談窓口に従事する職員の資質の向上に努めます。
- ・ 福祉用具（補装具、日常生活用具）の給付、貸与による利用支援を行うとともに、日常生活用具の対象種目の適時見直しを行います。
- ・ 身体障害者補助犬法に基づき、身体障害者補助犬（盲導犬、介助犬、聴導犬）を使用する身体障がい者の利用の円滑化を図るため、公共施設にステッカーを掲示するなど普及啓発活動に努めます。

2 保健・医療

障がい者が身近な地域において適切な保健サービス、医療、リハビリテーション等を受けることができることは、障がいのある者が安心して生活を送る上で欠かすことのできないものです。

障がいの原因となる疾病等の予防や治療について、適切な保健・医療サービスを提供していく必要があり、妊娠、出産、発達期から高齢期に至る各段階に応じ障がいの原因となる疾病等の予防と早期発見、早期治療の推進を図るとともに、関係機関、専門機関と連携を図り、障がいに対する必要な保健・医療サービスの適切な提供に努めます。

また、精神疾患による入院患者の減少及び精神障がい者の地域移行への取組について、関係機関と連携して推進します。

これらの保健・医療サービスを提供する上で基礎となる専門職種の養成・確保に努めてまいります。

事業番号・事業名	2 保健・医療
	(1) 障がいに対する適切な保健・医療サービス等の充実
担当課	保健センター、保育課、児童家庭課、社会福祉課、障がい者総合相談センター

【事業、施策等の現状】

- ・ 疾病や障がいの早期発見と早期療育については、3 か月児健康診査、1 歳 6 か月児健康診査、3 歳児健康診査、5 歳児健康診査、低出生体重児健康診査により疾病や障がい疑われる乳幼児に対して、専門医による精密健康診査を行うなど、関係機関等や各専門職と連携を図りながら適切な支援策を講じるように努めました。

<平成 25 年度 精密健康診査票交付数>

3 か月児健康診査	30 件
1 歳 6 か月児健康診査	40 件
3 歳児健康診査	222 件
5 歳児健康診査	0 件
低出生体重児健康診査	0 件

- ・ 発達障がい児支援では、健康診査の事後フォローとして就学に向けて教育委員会と連携を図りました。
- ・ 障がい者に必要な保健医療サービスについて、事例を通して、医療、保健、福祉、教育等の関係機関と連携を図りながら医療サービスの提供を支援しま

した。

- ・ 保護者の育児上の問題・悩み等に対応するため育児学級や親子教室、育児相談等を行いました。

〈平成 25 年度 実績〉

両親学級参加人数	延 753 人
育児学級参加人数	延 207 人
親子教室参加人数	延 656 人
育児相談人数	延 492 人
低出生体重児相談人数	延 48 人

- ・ 妊娠中や育児上の不安や問題等について、地域の身近な相談相手として、保健推進員が妊婦や乳幼児の家庭訪問を行いました。

〈平成 25 年度 保健推進員訪問件数〉

妊婦訪問件数	1,485 件
乳児訪問件数	1,479 件
未受診訪問数	311 件

- ・ 発育・発達や親子関係が気になりな乳幼児に対しては、臨床心理士による心理相談、保健師等による保健指導をきめ細かく行い、関係機関や各専門職と連携し支援しました。

平成 25 年度面接相談	延 1,244 件
--------------	-----------

- ・ 言語障がい児童に対する個別指導や、ことばに関する心配をお持ちの保護者の方の相談を野田及び関宿ことば相談室において行いました。

〈平成 25 年度 相談実績〉

ことば相談室 相談件数	1,777 件
「就学に向けての学習会」の講演会	45 人

- ・ 子育て支援センター、子育てサロン、つどいの広場等において育児相談や子育て講習会等を実施しました。また、子育て支援センターを中心に育児支援に関わる事業者・団体等の交流会を開催し連携を図りました。

〈平成 25 年度 参加実績〉

子育て支援センター（2カ所）	延 9,280 人
子育てサロン（3カ所）	延 2,138 人
つどいの広場	延 130 人
ことば相談室 （親の会わいわいティーパーティ）	延 75 人

- ・ 心身の機能が低下し、医療終了後も継続して機能訓練の必要な方に対して心身の機能回復を図るための支援を2会場で年47回行いました。
- ・ 40歳から70歳までの5歳刻みの市民を対象に、歯周疾患検診を実施しました。

平成 25 年度 受診者数	955 人
---------------	-------

- ・ 歯科診療を受けられない 65 歳以上の在宅ねたきり者に対して、口腔内の衛生管理や保健指導、歯科検診を実施しました。

平成 25 年度 利用者数	12 人
---------------	------

- ・ 身体障害者手帳 1 級～3 級、療育手帳 B-1 以上、精神障害者手帳 1 級所持者を交付対象に医療費助成を継続して取組むとともに、平成 25 年 4 月からの自立支援医療（育成医療）が千葉県から権限移譲され、事務事業をすすめました。
- ・ 相談は月から金曜日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分のほかに毎月、日時を決めて専門相談「こころの生活相談」、当事者・関係者相談「精神障がい者相談」を実施し、関係機関等と連携を図りながら支援しました。

【事業、施策の課題】

- ・ 各種乳幼児健康診査の実施により、発育・発達を確認し、発達の時期に合わせた保健指導、情報提供等の支援を行いました。また、発育・発達や親子関係等気がかりな親子に関しては精密検査の実施による早期発見に努め、関係機関と連携し支援しました。今後も研修会等に参加し専門的知識を深めると共に関係機関との更なる連携が必要です。
- ・ 多くの希望者に対し適切な指導訓練を実施しましたが、利用ニーズの高まりにこたえるため、引き続き機能の充実が求められています。
- ・ 言語発達遅滞以外のコミュニケーション障がいや集中できない等の発達障がいの疑いのある利用者が多くなってきているので、それらの利用者も含めて、言語発達遅滞として一括して指導する必要があります。
- ・ ことば相談室について、子ども支援室が平成 27 年度から整備されることを踏まえた対応を検討する必要があります。
- ・ 障がい者に必要な保健医療サービスについて、今後も相談事案を通して、千葉県、野田健康福祉センター、医療機関、市役所内の福祉、教育部門と連携を図りながらサービスの提供を支援していく必要があります。
- ・ 心身の悩みを抱えストレスや育児不安を持つ保護者が増えており、乳幼児期から就学時に向けて一貫した指導を行うためには関係機関との連携強化が必要です。
- ・ 保健推進員が妊婦・乳幼児の家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供を行い、行政と地域住民のパイプ役、地域における子育ての見守り役として重要な役割を担っています。
- ・ 臨床心理士による心理相談は、新規及び相談継続となるケースが増えており、すぐに相談が入れられず数か月先になってしまうことが多い状況です。また、相談後の療育やフォロー体制の更なる充実が必要です。
- ・ 子育て支援センター等では、乳幼児とその保護者が気軽に集い、うち解けた雰囲気の中で語り合う中で交流を図るとともに、育児相談等を行う場として、子育

て中の保護者の負担感の緩和に努めています。しかし、子育て中の悩みや相談が複雑化しており、より専門的な知識が必要となっています。

- ・ 継続して機能訓練の必要な者に対して、機能訓練を2つの会場で実施していますが、受講人数が減少傾向にあります。
- ・ 40歳から70歳までの5歳刻みの方に対して歯周疾患検診を実施するとともに、65歳以上の在宅ねたきり者老人等に対しては訪問歯科診療を行っています。
- ・ 医療費の負担を軽減するための各種助成制度を継続し、引き続き各種制度の改善を検討します。
- ・ 精神障がい者及び家族の多様なニーズに対応できるよう、「障がい者総合相談センター」による相談支援事業の機能強化を図る必要があります。

【施策の方針】

- ・ 小児に対しては、乳幼児健康診査等により障がいの疑いのある児を早期に発見し適切に早期療育につなげることが、その後の障がいの軽減や発達に及ぼす影響が大きいことから、療育に知見と経験を有する医療・福祉の専門職と共に療育の場の確保に努めるとともに、関係者間の共通理解の下、発達段階に応じ障がいの特性に対応した支援をします。
- ・ 全ての相談員の技術の向上を図るため、研修等に積極的に参加するとともに、相談内容の情報共有を図ります。
- ・ 障がい児の就学に際しては、学校との連携により相談業務のスムーズな移行を行うとともに、発達障がいの疑いがある就学前児童について連携して取り組めるよう関係機関と検討します。
- ・ 千葉県、野田健康福祉センター（野田保健所）、関係機関と連携を図り、障がい者に必要な地域医療体制の充実や、精神医療、精神保健対策、母子保健医療対策、障がい者保健医療対策の推進を図ります。
- ・ 保護者の育児不安悩み等に対し、妊娠から出産、育児、就学と子どもの成長に応じたワンストップ相談に応じ、その成長にあわせた適切な支援へと繋げるために「子ども支援室」を設置し、障がいの疑いのある子どもを早期に発見し、早期に療育を開始し、障がい児の発達に効果的な支援を提供するとともに、関係機関と連携を深め継続した支援を行っていきます。
- ・ 保健推進員については、各種行政活動への参加等を通し、より一層の活動の充実を図り、市民の健康増進事業における積極的な役割を担っていきます。
- ・ 発育・発達や親子関係が気になり乳幼児に対しては、療育施設等の関係機関と適切な連絡調整を行い、相談後の保護者への継続した支援体制を確立していきます。
- ・ 育児不安の解消や発達面からの支援を行うため、子育て支援センターにおいては親子教室・出前保育・育児相談等の充実、ことば相談室においては合同講

演会・親の会わいわいティータイム・育児相談等の充実を図ります。また、子育て支援センターを中心に子育てサロン等との連携を図ります。

- ・ 市内在住の就学前児童について、引き続き言語発達遅滞、吃音等が見られる言語障がい児童に対して個別指導を行うとともに保護者に対しても相談に応じ、子育て支援の促進を図ります。 今後、「子ども支援室」の整備を踏まえて、ことば相談室の役割について検討します。
- ・ 機能回復訓練については、心身の機能が低下し医療終了後も継続して機能訓練の必要な方、老化等により心身の機能が低下している方に対し、引き続き実施していきます。
- ・ 歯科検診及び歯科医療を受けることが困難な障がい者に対し、歯周疾患検診、在宅ねたきり老人等の訪問歯科検診を引き続き実施していきます。
- ・ 障がい者が自立した日常生活または社会生活を営むために必要な各種医療費(自立支援医療等)の助成を引き続き行います。
- ・ 重度障がい者医療費助成の現物給付化については、千葉県の動向に合わせて実施していきます。
- ・ 精神障がい者及び家族の多様なニーズに対応できるよう、「障がい者総合相談センター」による相談支援事業の推進を図るとともに、専門相談「こころの生活相談」、当事者・関係者相談「精神障がい者相談」を実施し、関係機関等と連携を図りながら支援体制の能強化を図ります。

事業番号・事業名	2 保健・医療
	(2) 精神保健・医療の提供等
担当課	保健センター、社会福祉課、障がい者総合相談センター

【事業、施策等の現状】

- ・ 地域活動支援センターでは、精神障がい者が通所することで、創作的活動または生産活動の機会の提供や社会との交流を行う活動を支援するとともに連携を図りました。
- ・ 精神疾患による入院患者の減少及び精神障がい者の地域移行への取組について、野田健康福祉センター、中核地域生活支援センター「のだネット」と連携し推進しました。また、野田圏域地域移行支援協議会にも参加しました。
- ・ 精神保健福祉については、保健センターと連絡を密にし、野田健康福祉センターや地域活動支援センター等と連携しながら支援しました。また、野田健康福祉センターや医療機関等と協力、連携を図りながら個別相談や訪問指導を行いました。
- ・ 保健センターでは、保健事業の一環として「元気の出る心理学」の講演会を行い、対人ストレスの乗り越え方等の精神保健に関する知識の普及・啓発に努め、また、精神疾患等に関するパンフレットを窓口で配布しました。
- ・ 育児学級（えだまめクラブ）、親子教室（ぴよぴよ教室）、訪問指導、健康相談、健康教育等の各種保健事業を通して、精神保健に関する知識の普及・啓発に努めました。

＜平成 25 年度 相談実績＞

育児学級	207 人
親子教室	656 人

＜平成 25 年度 訪問指導実績＞

妊産婦	362 人
新生児	360 人
乳幼児	173 人
精神保健福祉	54 人
生活習慣病その他	5 人

【事業、施策等の課題】

- ・ 精神障がい者の必要なサービスの提供について、民設民営という基本的な枠組みの中で事業者を支援する必要があります。

- ・ 精神疾患による入院患者の減少及び精神障がい者の地域移行への取組について、引き続き、関係機関と連携し推進する必要があります。
- ・ 心の健康づくりについては、関係機関と連携し、取り組む必要があります。
- ・ 精神疾患の早期発見や予防のため、精神保健に関する講演会を開催していますが、より多くの市民の参加を図る必要があります。
- ・ 育児学級（えだまめクラブ）においては、低出生体重児をもつ保護者の参加がみられ、臨床心理士による個別相談や保健師による継続支援につなげ不安の軽減を図ることができました。今後も各種保健事業を通し対象者を早期に把握し継続支援に努めていく必要があります。

【施策の方針】

- ・ 精神障がい者の社会復帰を促し、将来的には自活して普通に社会参加ができるようにしていくため、地域活動支援センターを始めとする必要なサービスの提供について、民設民営という基本的な枠組みの中で事業者を支援することによって対応します。
- ・ 精神疾患による入院患者の減少及び精神障がい者の地域移行への取組について、野田健康福祉センターと中核地域生活支援センター「のだ ネット」と連携し推進します。
- ・ 心の健康、精神保健相談の充実を図るとともに、関係機関との連携のもと「心の健康づくり」を推進します。
- ・ 精神疾患の早期発見及び早期治療につなげられるよう、引き続き、講演会の開催や各種媒体を活用した知識の普及、啓発に努めます。
- ・ 障がい児を持つ保護者が安心して育児に臨めるように、育児学級、訪問指導や健康相談等事業の啓発に努め、参加を促します。

事業番号・事業名	2 保健・医療
	(3) 人材の育成・確保
担当課	保健センター

【事業、施策等の現状】

- ・ 理学療法士、精神保健福祉士等の適切な配置については、民間の人材の活用を図っています。
- ・ 保健センターでは関係者会議等や研修会に参加し、意見交換や情報収集等から専門職の資質向上に努め、関係機関等との連携強化も図りました。

【事業、施策等の課題】

- ・ 現在行っている、リハビリ教室や相談事業においては、民間の有資格者を活用しています。
- ・ 保健師、栄養士等の専門職が各種研究会等に参加し、専門知識の向上に努めています。
- ・ 団体ヒアリングによれば、医療的ケアが必要である人を支える資源が不足していることから、医療行為の基本研修や実施研修、フォローアップ研修等を行う必要があります。

【施策の方針】

- ・ リハビリ教室や相談に対応できる理学療法士、精神保健福祉士等の有資格者の適切な配置には、今後も民間の人材の活用を推進します。
- ・ 地域の保健・医療・福祉事業従事者との連携強化を図り、障がいの原因となる疾病等の予防から福祉施策まで適切に提供できる体制を整備するため、関係者会議等や研修会に参加し、意見交換や情報収集等から専門職の資質向上に努め、関係機関等との連携強化を図ります。

事業番号・事業名	2 保健・医療
	(4) 難病に関する施策の推進（新規）
担当課	保健センター、社会福祉課

【事業、施策等の現状】

- ・ 難病疾患のための治療を受けている方に難病療養見舞金を支給することにより療養者又は保護者の経済的負担を軽減し、福祉の増進を図りました。

<平成 25 年度実績>

通院人数 1,337 人	入院人数 24 人
--------------	-----------

【事業、施策等の課題】

- ・ 難病患者に対し、総合的な相談や支援、医療費の負担軽減を図ります。
- ・ 難病療養見舞金の対象疾患数が 56 疾患から約 300 疾患となることから見舞金の支給に関して対応をする必要があります。

【施策の方針】

- ・ 難病患者の悩みや不安等の解消のため、関係機関と連携のもと、日常生活における相談事業を推進します。
- ・ 難病療養者見舞金については、国・県・近隣市の動向を踏まえながら、対象疾患数等を検討していきます。
- ・ 難病等に対する障害福祉サービス等の提供に当たっては、難病の特性(病状の変化や進行、福祉のニーズ等)に配慮した円滑な事務が実施されるよう、理解と協力の促進を図り、適切なサービスの提供を行なっていきます。

事業番号・事業名	2 保健・医療
	(5) 障がいの原因となる疾病等の予防と早期発見の推進
担当課	保健センター

【事業、施策等の現状】

- ・ 乳幼児健康診査では、発育・発達状態、栄養の状態、疾病の有無等の医学的診査及び精神発達等の相談・指導などの多角的な健康診査により、心身障がいを早期に発見し、不安の軽減・早期支援に努めました。
- ・ 平成 25 年度から未熟児訪問指導等事業が市に移譲され、低出生体重児健診（すくすく健診）を実施し発育・発達の確認と疾病の早期発見に努め、育児支援を通して安心して育児ができるようサポートしました。
また、医療機関で行う乳児一般健康診査を 2 回助成しました。

〈平成 25 年度 実績〉

乳児健康診査費用助成件数	1,393 件
--------------	---------

〈平成 25 年度 各種乳幼児健康診査の実績〉

健康診査	対象者数	受診者数	受診率
3 か月児健康診査	1,017 人	989 人	97.2%
1 歳 6 か月児健康診査	1,139 人	1,101 人	96.7%
3 歳児健康診査	1,333 人	1,197 人	89.8%
5 歳児健康診査	11 人	11 人	100.0%
低出生体重児健診	193 人	170 人	88.1%

〈平成 25 年度 実績〉

健康相談	開催回数	延参加人数
重点健康相談	76 回	701 人
総合健康相談	98 回	448 人

- ・ 健康づくり推進プロジェクト事業では、生活習慣病と介護予防を目的 に以下の事業を行いました。

〈平成 25 年度 健康づくり推進プロジェクト事業実績〉

名称	対象者等	実施回数	人数
健康づくり教室	65 歳以上	24 回	25 人
スマートダイエット教室	40 歳から 64 歳 B M I 25 以上	13 回	11 人
介護予防サポーター研修	介護予防ボランティア に関心のある方	12 回	26 人
スマートダイエット フォロー教室	スマートダイエット教室 修了生(13 期～14 期)	1 回	3 人

- ・ 「野田市オリジナル介護予防体操 えだまめ体操」の普及活動を通して、介護予防の意識を市民へ広く普及しました。
- ・ 骨粗しょう症予防のための 「骨太教室」を開催し、4回2会場で58人（40～64歳）の参加者がありました。

〈平成25年度実績〉

救急体制	診療日数	患者数
24時間救急医療（小張病院）	365日	20,357人
急病センター	365日	893人
休日在宅当番	72日	6,551人

【事業、施策等の課題】

- ・ 乳幼児健康診査未受診者に対し訪問や電話等で把握に努めているが、依然把握できないケースがあるので、今後も関係機関と連携し状況確認を行っていくことが重要です。発育、発達、親子関係などが気にかかるケースは関係機関と連携し支援に努めています。
- ・ 妊婦健康診査においては、関係機関と連携し受診勧奨、保健指導の必要なケースがあり妊娠中から出産、育児へと継続した支援に努めています。今後も受診状況を把握し早期から支援していく必要があります。
- ・ 心身の健康に関する個別の相談に応じ必要な指導、助言を行うため、保健センター及び各地域で総合健康相談を、また、病態別等の重点的な健康相談を保健センター、関宿保健センターで実施しています。近年、相談者数が減少していることから、各健康相談の実施の周知を図る必要があります。
- ・ 生活習慣病からなる障がいの原因を予防するため、健康づくり教室等の「健康づくり推進プロジェクト事業」を実施していますが、参加者が減少傾向にあります。また、特定健康診査を実施しているが受診率が横ばいの状態にあることから、受診率の向上を図る必要があります。
- ・ 健康づくり教室等において、「野田市オリジナル介護予防体操 えだまめ体操」の普及活動を行っています。
- ・ 骨太教室を開催していますが、参加者数が横ばいのため、参加者の増加を図る必要があります。
- ・ 24時間体制による内科、小児科、外科の救急診療及び空床4床を確保することで、救急時の医療を確保しています。今後も引き続き、市民の急病等に対応するため、24時間救急医療体制の維持を図る必要があります。
- ・ 急病センターについては、利用者が平成14年度をピークに年々減少している状況にあります。今後、この状況を踏まえ救急医療体制の充実を図りつつ、急病センターの在り方について検討する必要があります。
- ・ 医師会の協力のもと、休日の当番医による診療を行っており、地域医療体制の確保を図っています。今後も引き続き、現制度を維持し、休日における医療

体制の充実を図る必要があります。

【施策の方針】

- ・ 障がいの原因となる疾病等の予防と早期発見を一層進めるとともに、出生から高齢期に至る健康保持・増進のため、各種健診や健康相談等の充実を図り、施策を推進します。
- ・ 妊産婦の健康管理の充実及び経済的負担の軽減を図り、安心して妊娠・出産ができる体制を確保するため母子等医療費助成金の支給を行うとともに妊婦一般健康診査、乳児一般健康診査の助成、妊婦歯科健康診査の実施、受診の勧奨を行い、両親学級、妊産婦・新生児訪問へと妊娠中から継続した保健指導に努め、必要に応じ関係機関と連携をして支援していきます。
- ・ 生活習慣病予防と合併症の発症や症状の進展等を予防するため、今後より多くの方の予防教室への参加、健康診査の受診を促進し、事業を実施します。
- ・ より多くの方に、「えだまめ体操」を普及し、今後も疾病予防に努めます。
- ・ 骨粗しょう症に起因する疾病予防のため、今後も引き続き骨太教室を開催します。
- ・ 24時間救急医療体制の充実を図りつつ、今後も関連する地域医療体制の在り方について検討していきます。
- ・ 救急医療体制の充実を図りつつ、今後も急病センターの在り方について検討していきます。
- ・ 今後も医師会の協力の下、現休日当番医制度は維持しつつ、地域医療体制の在り方について検討していきます。

3 教育、文化芸術活動・スポーツ等

障がいの有無にかかわらず、全ての子どもは等しく教育を受ける権利があり、その子どもたちが、その持てる力を最大限発揮できるような教育の在り方が求められています。そのため、乳幼児期から学校卒業後まで教育・療育の面から一貫して支援することが必要です。特に一人一人個性に応じた生活の実現のためには、きめ細かな支援が必要とされています。

このため、障がいのある子どもが障がいのない子どもと共に最も適切な教育の場を確保するために、乳幼児期から就学までの相談体制の整備、そして卒業後に至るまでの教育や療育を計画的に進めるとともに、一人一人の教員及び療育にかかわる専門職員の教育・療育、相談等に対する専門性や指導力の向上を図り、様々な障がいに対する適切な対応を進めていきます。

また、障がいのある子どもの社会的・職業的自立に向けた取組や学校施設のバリアフリー化を継続して推進します。

一方、文化芸術活動、スポーツ等においては、障がいに対する理解と障がい者の社会参加を促すための取組を推進します。

さらに、障がい者が円滑に文化芸術活動、スポーツまたはレクリエーション等を行うことができるよう環境の整備を推進します。

事業番号・事業名	3 教育、文化芸術活動・スポーツ等
	(1) 一貫した相談支援体制の構築
担当課	指導課

【事業、施策等の現状】

- ・ 「ひばり教育相談」では、学校からの要請により、野田市スクールカウンセラーを派遣し、実際に授業の様子を見学し、子どもにあった支援の方法について助言しました。校内支援体制だけでは難しい事例については、ひばり教育相談員を派遣し、集団の中での個別支援等子どもに合った直接的かつ継続的支援を行いました。

〈通級指導教室の状況〉

(平成 25 年 5 月 1 日現在)

教室名	対象とする障がい特性	児童数	担任数
中央小学校通級指導教室	言 語	39 人	3 人
宮崎小学校通級指導教室	言 語	26 人	1 人
南部小学校通級指導教室	言 語	19 人	2 人
岩木小学校通級指導教室	言 語	7 人	4 人
二ツ塚小学校通級指導教室	L D ・ A D H D 等	25 人	2 人

二川小学校通級指導教室	言 語	26 人	2 人
-------------	-----	------	-----

〈小学校 特別支援学級の状況〉 (平成 25 年 5 月 1 日現在)

学校名	対象とする障がい特性	児童数	学級数	担任数	支援員
中央小学校	知的	12	2	2	2
	自閉症・情緒	5	1	1	2
	難聴	3	1	1	0
宮崎小学校	知的	11	2	2	4
東部小学校	知的	12	2	2	2
南部小学校	知的	10	2	2	2
川間小学校	知的	4	1	1	1
	自閉症・情緒	1	1	1	0
山崎小学校	自閉症・情緒	12	2	2	2
岩木小学校	自閉症・情緒	18	3	3	4
尾崎小学校	自閉症・情緒	3	1	1	1
二ツ塚小学校	自閉症・情緒	3	1	1	0
木間ヶ瀬小学校	自閉症・情緒	11	2	2	3
二川小学校	知的	11	2	2	2
関宿中央小	自閉症・情緒	14	2	2	2

〈中学校 特別支援学級の状況〉 (平成 25 年 5 月 1 日現在)

学校名	対象とする障がい特性	生徒数	学級数	担任数	支援員
第一中学校	知的	11	2	2	1
	自閉症・情緒	3	1	1	1
第二中学校	知的	6	1	1	1
	自閉症・情緒	4	1	1	1
東部中学校	知的	6	1	1	1
南部中学校	知的	6	1	1	2
	自閉症・情緒	7	1	1	1
川間中学校	自閉症・情緒	9	2	2	1
岩名中学校	自閉症・情緒	7	1	1	1
木間ヶ瀬中学校	自閉症・情緒	2	1	1	0
二川中学校	知的	6	1	1	1

- ・ 早期教育を重視する視点から、公立 3 幼稚園において、臨床心理士の資格を持つ専門家（野田市専門家チーム）による巡回相談を計 9 回実施しました。また、特別支援学校のコーディネーターと連携し、ひまわり相談を 2 会場で各月 2 回実施し 102 件の相談に対応しました。
- ・ 地域自立支援協議会における関係機関との情報交換を始め、障害者就業・生活支援センターや中核地域生活支援センターが主催する会議などにも積極的

に参加し、支援体制の連携強化に努めました。

【事業、施策等の課題】

- ・ スクールカウンセラーによる巡回相談は、15校で57回実施し、子どもに合った支援等について助言するため16校に671回派遣し、集団の中での個別支援等を行いました。
- ・ 各学校では、校内支援体制が整備され、個別の指導計画が支援・指導が行われるようになっていきます。しかし、特別な支援が必要な児童・生徒には、継続した支援が必要なため、今後さらに個別の指導計画の活用工夫が求められています。
- ・ 特別支援学級在籍児童生徒数の増加に伴い、継続した多様な学びの場の充実を図るため、実情に応じて特別支援学級の新設・増設をしています。児童生徒数の増加により教室の確保が困難な場合には、児童・生徒の実態と保護者の要望を十分考慮した上で近隣の小中学校に就学・進学をしています。
- ・ 特別支援学級設置数の増加に伴い、教員の確保が困難である現状があります。また、経験の少ない教員が増えているため、研修の充実をより一層図っていきます。
- ・ 臨床心理士の資格を持つ専門家（野田市専門家チーム）による巡回相談を計9回実施したことにより、個別の指導計画をもとにした支援の充実が図られています。
- ・ ひまわり相談では、2歳児、3歳児といった早期からの相談が増えており、関係機関とのより一層の連携が求められています。
- ・ 子ども支援室の整備に向けて、より支援体制の連携を図る必要があるため、特別支援教育連携協議会との関連について調整する必要があります。

【施策の方針】

- ・ 教育の形態に応じて、教育内容や方法の充実を図るとともに、一人一人の障がいの特性等に応じた教育が行われるよう対応を図っていきます。
- ・ 障がいのある子どもを持つ保護者が児童相談所や野田特別支援学校の教育相談等を活用し、引き続き早期から適切な教育相談が行える体制を整備していきます。
- ・ 障がいのある子ども一人一人の個性に応じた支援体制の充実を図り、障がいのある子どもの社会的、職業的自立を促進するため、教育、福祉、医療、労働等の幅広い視点から適切な支援を行えるよう関係機関と連携し、包括的なサポート体制の構築に努めます。

事業番号・事業名	3 教育、文化芸術活動・スポーツ等
	(2) 教育環境の整備
担当課	指導課、教育総務課、障がい者総合相談センター

【事業、施策等の現状】

- ・ 児童・生徒に関する相談については、野田特別支援学校や教育委員会と連携し支援しました。
- ・ 専門家チームの設置と教育相談の拡充により、医師・大学教員・臨床心理士・特別支援学級の担任などからなる専門家チームを設置し、年間5回の事例検討会を通してより良い支援についてアドバイスするとともに、各関係機関が連携して支援体制の構築につながりました。また、年3回特別支援教育連携協議会を開催し、それぞれの立場で意見交換する中でつながりができ、協議会以外の場でも連携して支援にあたることが一層増えてきました。
- ・ 全ての学級を対象とした特別な支援を必要とする児童・生徒への理解と支援の方法について、研修会を実施しました。
- ・ 通常の学級での支援の在り方について引き続き研修する機会を設けるため、第一線で研究・実践している講師を招き、子どもの理解と保護者支援に関する研修会を開きました。

<平成25年度 教育委員会主催の教育相談研修会>

	実施日	研修内容	講師
I	8月6日(火) 9:30~12:00	「不登校・不適応を出さない 学級づくりの基礎基本」	植草大学准教授 加藤 悦子
II	8月8日(木) 9:30~12:00	「特別な支援が必要な子ども -その理解と支援について」	東京福祉大学准教授 松浦 俊弥
III	8月8日(木) 1:30~4:00	「不登校対策 教室内に居場 所をつくる」 170名	昭和女子大学准教授 岸田 幸弘

<平成25年度 学校別改修状況>

学校名	改修箇所
中央小学校	7年館西側階段1階~2階階段手すり取付け 新館1階~2階階段手すり取付け
宮崎小学校	屋内運動場玄関にスロープ設置
南部小学校	管理・普通教室棟、普通特別教室棟、外便所を洋式便 所50台交換、多目的トイレを1カ所設置
北部小学校	管理・教室棟職員玄関スロープ設置 屋内運動場プール側出入口にスロープ設置
木間ヶ瀬小学校	普通教室棟東側、1階~2階階段に手すり取付け
東部中学校	屋内運動場校舎側出入りにスロープ設置

【事業、施策等の課題】

- ・ 障がいのある児童・生徒に関する相談については、引き続き、関係機関との連携を強化し支援する必要があります。
- ・ 専門家チームの事例検討会により児童・生徒の支援方法が明確になることで、校内での支援体制の充実が図られています。
- ・ 特別支援教育連携協議会では、福祉と教育の連携のための意見交換がなされることで一人一人の教員及び療育にかかわる専門職員の教育・療育、相談等に対する専門性や指導力の向上が図られています。一方、今後の課題として、地域自立支援会議等、組織の拡充に伴い、協議内容等を精査する必要があると考えます。
- ・ 経験の少ない教員が増えているため、研修の充実をより一層図っていきます。
- ・ 支援の在り方について研修を行うために、特別支援教育の現状と教職員のニーズを鑑みてテーマを設定しています。また、教育現場ですぐに取り入れることができるよう、より実践的な内容に考慮しています。そのため、より多くの教職員が参加しています。
- ・ 障がいのある子ども一人一人に応じたきめ細かい支援ができる学校施設にするため、トイレ改修、手すりの取付けやスロープ等の整備が必要です。

【施策の方針】

- ・ 特別支援学校で行う保護者への教育支援や小・中学校における障がいのある児童・生徒への教育支援等の地域の中核となる教育センター的機能の充実を図るための取組を支援します。
- ・ 専門家チームの設置と教育相談の拡充により、学校外の専門家等の人材活用や、組織として一体的な取組を可能とする支援体制の構築、更には特別支援教育連携協議会を設置し、関係機関との有機的な連携協力体制の構築等により、一人一人の教員及び療育にかかわる専門職員の教育・療育、相談等に対する専門性や指導力の向上を図ります。
- ・ 特別な支援を必要とする児童・生徒への支援の充実を図るため、教職員等を対象に研修会や講習会を実施し、複数の障がいを持つ児童・生徒に対応していきます。
- ・ 実践的な研修により児童・生徒の個々の状況に応じた指導や教育の一層の充実を図ります。
- ・ 学校施設については、障がいの有無に関わらず様々な人々が利用する公的な施設であり、災害発生時における利用等の観点も踏まえつつ、施設のバリアフリー化を推進し、障がいのある子どもにとっても利用しやすい教育施設の場を確保できるよう推進していきます。

事業番号・事業名	3 教育、文化芸術活動・スポーツ等
	(3) 文化芸術活動、スポーツ等の振興
担当課	社会福祉課、社会教育課

【事業、施策等の現状】

- ・ 障がい者が様々なスポーツや文化活動に参加できるよう支援しています。

〈平成 25 年度 スポーツ大会等への参加状況〉

内 容	参加者数
千葉県障害者スポーツ大会	38 人

- ・ 千葉県及び千葉県障害者スポーツレクリエーション協会主催の障害者スポーツ研修会等への参加を支援しました。
- ・ 千葉県障害者スポーツ大会をはじめとする行事について、市報掲載等、広報・啓発に努め、スポーツや文化芸術活動の関心を深めました。
- ・ 障がい者青年学級「わたぼうし」を開設し、毎月 1 回日曜日に、障がいを持つ青年の社会的自立を目指して、調理実習やスポーツ、館外活動を行いました。
- ・ 障がいを持つ青年とボランティアによる学級を開設し、代表者の育成を図りました。

【事業、施策等の課題】

- ・ 障がい者が様々なスポーツや文化活動に参加できるよう活動機会の拡大を図る必要があります。
- ・ 市民を対象に千葉県が実施する障がい者スポーツ指導員養成講座への積極的な参加促進を図り、指導員を確保する必要があります。
- ・ 障がい者のスポーツや文化芸術活動に対する関心を深め、障がい者の健康増進や生活の質の向上を図る必要があります。
- ・ 知的などの障がいを持つ青年たちによる毎月 1 回の社会的自立を目指したスポーツやレクリエーション、鑑賞会、館外活動などを行うことにより、会員同士の交流や情報の共有が図られ、社会的自立が促進されました。しかし、活動への参加者が少ないため、今後さらなる参加への呼びかけが必要であります。
- ・ 知的などの障がいを持つ青年とボランティアによる活動を通じた学級により、代表者の育成を図りました。しかし、代表者による行事の計画や会員への連絡などの負担が発生するため、自立とは言っても行政側でも支援をしていく必要があります。

【施策の方針】

- ・ 障がい者が様々なスポーツや文化活動に参加できるよう活動機会の拡大を図ります。
- ・ レクリエーションやスポーツの指導員を確保するとともに、障がい者自らが指導員として参画できるよう支援します。
- ・ 市報掲載等、広報・啓発に努め、障がいのある人もない人も、障がい者のスポーツや文化芸術活動に対する関心を深め、障がい者の健康増進や生活の質の向上を図ります。
- ・ 地域における学校卒業後の学習機会の充実のため、引き続き、教育、療育・障がい者青年学級終了後、自主的なサークル活動を行うため、引き続き、代表者の育成を図ります。

4 雇用・就業、経済的な自立支援

障がい者が自立し、社会参加を果たすためには、障がい者が持てる能力を最大限発揮し、働くことによって社会貢献を行うことが重要です。このような中、団体ヒアリングやアンケート調査結果において、「雇用の場の拡大」や「雇用主の障がいについての理解促進」が大きく求められています。

こうしたことから、障がい者の雇用の促進と社会参加の推進を図るためには、事業主を始めとする市民一人一人の障がい者雇用への理解を深めることが重要であり、雇用の場の開拓につながる啓発活動を行ってまいります。

また、障がい者自らが、障がいの特性に応じ、訓練施設や就労の場を確保できるよう関係機関と連携して、相談体制を整備するとともに、情報の提供に努めます。

さらに、雇用の場の拡大を図るため、「障害者雇用率制度」の普及促進及び事業主等に対し雇用促進に係る制度の周知とその利用促進を図るとともに、障がい者が働きやすい環境づくりを支援していきます。

その他、公的年金や各種手当など、障がい者に対する所得補償制度について、さまざまな機会をとらえ、制度の周知に努めます。

事業番号・事業名	4 雇用・就業、経済的自立の支援
	(1) 障がい者雇用の促進
担当課	商工課、障がい者総合相談センター、社会福祉協議会

【事業、施策等の現状】

- ・ 松戸公共職業安定所が実施した「障がい者雇用促進就職面接会」に対し、松戸公共職業安定所野田出張所と連携し、障がい者の雇用の促進を図るために、ポスター、チラシ等による啓発活動を行い、参加を促しました。
- ・ 障がい者の法定雇用率達成指導や市内の障がい者の雇用状況及び各種支援制度を紹介した「障がい者・高年齢者の雇用安定のための各種支援等措置のご案内」を配布し啓発に努めたほか、野田地区雇用対策協議会の事業として、市内事業所を対象に「障がい者雇用促進・高年齢者雇用安定法説明会」を実施しました。

<障がい者雇用促進・高年齢法説明会実施状況>

実施日	参加企業	参加者
平成26年3月6日	11社	12人

- ・ 宅地開発事業や大規模小売店舗等出店の事前協議の機会をとらえ障がい者の雇用について配慮していただくよう要請しています。

- ・ 「障害者就業・生活支援センターはーとふる」が主催し、ハローワークや福祉事業所、企業等が参加する地域意見交換会等に参加し、障がい者の雇用の促進に協力しました。
- ・ 斎場売店の従事者に対して、日々の業務態度を自己評価する「やすらぎチャレンジシート」を継続実施し、一般就労に向けた支援の充実を図りました。また、月に一度、支援者の代表が集い、「斎場売店サポート委員会」を実施し、支援内容の検討、共有化を図りました。
- ・ 野田市無料職業紹介所では職業紹介相談員兼求人開拓員により、障がい者の就労に向けた職場実習制度、トライアル雇用制度の周知に努めました。

【事業、施策等の課題】

- ・ 障がい者の雇用促進を図るため、事業者と障がい者による「障がい者雇用促進合同面接会」にさらに積極的な参加を促す必要があると考えています。
- ・ 「障がい者雇用率制度」の普及促進と障がい者雇用について、精神障がい者を含めて引き続き啓発広報に努める必要があると考えています。
- ・ 宅地開発事業や大規模小売店舗等出店の事前協議の機会をとらえ、引き続き障がい者の雇用について要請していく必要があります。
- ・ 「障害者就業・生活支援センターはーとふる」が主催し、ハローワークや福祉事業所、企業等が参加する「地域意見交換会」等に参加し、障がい者の雇用の促進に努める必要があると考えます。
- ・ 「やすらぎチャレンジシート」を中心に一般就労に向けた支援に取り組んだ結果、斎場売店業務に関するスキルは向上しており、従事者のうち2名が就労に結びつきました。
- ・ 職業紹介相談員兼求人開拓員の事業所訪問などにより、「障がい者職場実習奨励金支給事業」「若年者等トライアル雇用奨励金支給事業」とともに、「野田市雇用促進奨励金交付事業」及び「野田市起業家支援事業」の周知をするとともに、利用促進を関係機関と連携して進めていく必要があります。

【施策の方針】

- ・ 障がい者の雇用促進を図るため、事業者と障がい者による「障害者雇用促進合同面接会」に積極的な参加を促します。
- ・ 雇用における障がい者に対する差別の禁止及び障がい者が職場で働く場合の支障を改善するための措置が新たに規定された改正障害者雇用促進法（平成28年4月施行）に基づき、障がい者に対する差別の禁止及び障がい者が職場で働く場合の支障を改善するための措置等について、広報啓発に取り組みます。
- ・ 「障がい者雇用率制度」の普及促進を進めるとともに、改正障害者雇用促進法（平成30年4月施行）施行に伴う精神障がい者の雇用が義務化されたことを踏まえ、障がい者雇用について啓発広報に努めます。

- ・ 宅地開発事業や大規模小売店舗等出店の事前協議の機会をとらえ障がい者の雇用について配慮していただくよう要請し、障がい者雇用の促進を図ります。
- ・ 引き続き、障がい者の特性や適性に応じた訓練施設や就労の場を確保するため、施設や場を整備・提供していただける法人等に対する支援を検討するほか、障がい者相談支援事業の中で、生活支援ワーカーと連携して、就労相談や情報提供の要請に応じます。
- ・ 社会福祉協議会が野田市斎場内に設置している「セレショップやすらぎ」に従事している精神障がい者に対し就労に向けた支援を実施します。
- ・ 職業紹介相談員兼求人開拓員の事業所訪問などにより、「障がい者職場実習奨励金支給事業」、「若年者等トライアル雇用奨励金支給事業」、「野田市雇用促進奨励金交付事業」及び「野田市起業家支援事業」の周知を図るとともに、利用促進について関係機関と連携し、推進します。

事業番号・事業名	4 雇用・就業、経済的自立の支援
	(2) 総合的な就労支援
担当課	商工課、障がい者総合相談センター

【事業、施策等の現状】

- ・ 就労を目指す障がい者からの相談に対してＩＴ機器による訓練プログラムを行っている職業リハビリテーションセンター、障害者高等技術専門校の入校案内を窓口にて配布しました。
- ・ 新たに事業を始める起業家及び特定起業家としての障がい者の雇用機会の推進を図りました。
- ・ 「障害者就業・生活支援センターはーとふる」等、障がい者の就労支援機関に、市独自の各種助成制度を説明し、他の機関による求人開拓を支援しました。
- ・ 「障害者就業・生活支援センターはーとふる」に情報を提供、就労している者のフォローを連携して実施しました。また、相談に応じて情報提供を行い、関係機関へつないでいます。

【事業、施策等の課題】

- ・ 事業者に対し働きやすい環境づくりを要請する等の対応とともに、講演会開催情報を提供することで今後も理解の促進を図る必要があります。
- ・ 障がい者の雇用拡大のため、「障がい者職場実習奨励金支給事業」「若年者等トライアル雇用奨励金支給事業」とともに、「野田市雇用促進奨励金交付事業」及び「野田市起業家支援事業」の周知をするとともに、利用促進を関係機関と連携して進めていく必要があります。
- ・ 就労については、関係機関の連携拠点となる障害者就業・生活支援センターはーとふるの機能を図るとともに連携を密接にし、支援を実施する必要があります。
- ・ 就業については、専門機関である「障害者就業・生活支援センターはーとふる」と障がい者総合相談センターとの連携を強化する必要があります。

【施策の方針】

- ・ 事業者に対し働きやすい環境づくりを要請する等の対応とともに、講演会開催情報を提供することで理解の促進を図ります。
- ・ 職業紹介相談員兼求人開拓員の事業所訪問などにより、「障がい者職場実習奨励金支給事業」「若年者等トライアル雇用奨励金支給事業」「野田市雇用促進奨励金交付事業」及び「野田市起業家支援事業」の周知を図るとともに、利用促進について関係機関と連携し、推進します。(再掲)
- ・ 「障害者就業・生活支援センターはーとふる」が主催し、ハローワークや福

社事業所、企業等が参加する「地域意見交換会」等に参加し、障がい者の雇用の促進に努めます。

- ・ 障がい者の地域生活において、就労は非常に重要であり、専門機関である「障害者就業・生活支援センターはーとふる」に情報を提供、就労している者のフォローを連携して実施します。
- ・ 「障害者就業・生活支援センターはーとふる」と連携し、障がい者に係る求人情報を提供するなど、障がい者の雇用につながるワンストップサービスの推進を図ります。

事業番号・事業名	4 雇用・就業、経済的自立の支援
	(3) 障がい特性に応じた就労支援及び 多様な就業の機会の確保
担当課	社会福祉課、障がい者総合相談センター

【事業、施策等の現状】

- ・ 就労を目指す障がい者からの相談に対してＩＴ機器による訓練プログラムを行っている職業リハビリテーションセンター、障害者高等技術専門校の入校案内を窓口にて配布しました。
- ・ 「障害者就業・生活支援センターはーとふる」等、障がい者の就労支援機関に市独自の各種助成制度を説明し、他の機関による求人開拓を支援しました。
(再掲)
- ・ 平成 25 年度に策定した「野田市障がい者就労施設等からの物品等の調達方針」に基づき、本市における障がい者就労施設等の提供する物品、役務の優先調達を推進しました。

【事業、施策等の課題】

- ・ 事業者に対し働きやすい環境づくりを要請する等の対応とともに、講演会開催情報を提供することで今後も理解の促進を図る必要があります。
- ・ 障がいの部位・特性等に配慮し、障がい者がＩＴを活用し職域の拡大や障がいの特性に応じた雇用・就労形態の選択が可能となるよう、引き続きＩＴ機器等の操作に習熟するための職業訓練を推進する必要があります。
- ・ 「障害者就業・生活支援センターはーとふる」等、就労支援機関との連携を強化する必要があります。
- ・ 障がい者就労施設等からの物品等の調達に関して、「野田市障がい者就労施設等からの物品等の調達方針」に基づき、受注機会の拡大に努めていますが、障がい者就労施設等が受注できる業務内容や、障害者優先調達推進法の理解を一

層広げる必要があります。

【施策の方針】

- ・ 事業者に対し働きやすい環境づくりを要請する等の対応とともに、講演会開催情報を提供することで理解の促進を図ります。
- ・ 障がいの部位・特性等に配慮し、障がい者がＩＴを活用し職域の拡大や障がいの特性に応じた雇用・就労形態の選択が可能となるよう、ＩＴ機器等の操作に習熟するための職業訓練を推進します。
- ・ 「障害者就業・生活支援センターはーとふる」が主催し、ハローワークや福祉事業所、企業等が参加する「地域意見交換会」等、地域の就労支援関係機関と連携し、障がい者の就労支援を促進します。
- ・ 「野田市障がい者就労施設等からの物品等の調達方針」に基づき、本市における障がい者就労施設等の提供する物品、役務の優先調達を推進します。

事業番号・事業名	4 雇用・就業、経済的自立の支援
	(4) 経済的自立の支援
担当課	社会福祉課、障がい者総合相談センター

【事業、施策等の現状】

- ・ 重度心身障がい者等の健康の保持と生活の安定を図るため、重度心身障がい者医療費助成金及び心身障がい者福祉手当を支給し、経済的支援を行いました。

〈平成 25 年度 重度心身障がい者医療費助成金実績〉

区分	対象者数	助成額
身体	2,927 人	252,019,000 円
知的	551 人	20,064,000 円
精神	137 人	33,980,000 円

〈平成 25 年度 心身障がい者福祉手当支給実績〉

区 分	支給者数	支給額
身体障がい者福祉手当	2,726 人	155,249,900 円
知的障がい者福祉手当	102 人	6,768,600 円
重度知的障がい者福祉手当	116 人	11,980,250 円

- ・ 「障害者・生活支援センターはーとふる」と連携し、就労を目指した障害福祉サービスの利用などの支援を実施し、障がい者の自立を支援しました。
- ・ 障がい者支援施設や地域活動支援センターの利用者に対し傷害保険料の助成を行いました。また、通所施設等交通費助成を実施しました。

〈平成 25 年度 助成実績〉

区分	対象者	助成額
利用者傷害保険料助成	301 人	620,300 円
通所施設等交通費助成	191 人	6,228,530 円

【事業、施策等の課題】

- ・ 3 障がいの公平感に配慮しつつ、現下の厳しい財政状況を踏まえた中で、制度の改善を図る必要があります。
- ・ 障がい者の経済的自立を支援するためには、雇用、就業に関する施策と諸手当等の施策を組み合わせる支援する必要があります。
- ・ 民間施設（入所、通所）の傷害保険料の掛金について、障がい者の経済的負担の軽減に効果的と考えられるため、引き続き実施する必要があります。
- ・ 施設利用者の送迎のためのバスの運行費、通所者の支援施策は、障がい者の経済的負担の軽減に効果的と考えられるため、引き続き推進する必要があります。

す。

【施策の方針】

- ・ 重度障がい者医療費助成の現物給付化については、千葉県に合わせて平成27年8月から実施します。
- ・ 心身障がい者福祉手当等については、現下の厳しい財政状況を踏まえた中で、制度の見直しに向け、対応を検討します。
- ・ 就労については、「障害者・生活支援センターはーとふる」と連携し、就労を目指した障害福祉サービスの利用などの支援を実施するとともに、諸手当などの給付サービス、税政上の優遇措置等を運用し、総合的に障がい者の自立を支援していきます。
- ・ 民間施設（入所、通所）の傷害保険料の掛金について、負担の軽減を図るため、引き続き支援していきます。
- ・ 施設利用者の経済的負担の軽減を図るため、送迎のためのバスの運行費、通所者の支援施策を引き続き進めます。

5 生活環境

障がい者が自立した生活を送るためには、自らの意思で自由に移動し、安全・安心な暮らしが生き生きとできる生活環境が求められています。このような中、アンケート調査結果を見ると、「外出時の困りごと」については、前回の調査（平成 23 年度実施）と同様、「道路などに段差がある」、「階段の上り下りがむずかしい」の割合が高く住宅、公共交通機関、歩行空間等でのバリアフリー化が求められています。

このため、障がい者の視点に立った生活環境の整備を進めるとともに、誰もが快適で生活しやすいユニバーサルデザインに配慮した生活環境の整備を推進することで全ての人が安全に安心して生活し、普通に社会参加できるよう、公共機関や公共施設等におけるバリアフリー化を推進します。

事業番号・事業名	5 生活環境
	(1) 住宅の確保
担当課	建築指導課、社会福祉課

【事業、施策等の現状】

- ・ 平成 25 年度においては、障がい者に配慮し共用階段へ手摺りの取り付けを要望しました（上花輪団地 2 号棟）。

【事業、施策等の課題】

- ・ 市営住宅全 12 団地 20 棟のうち 17 棟の階段の手摺り取り付け（改修）を実施しており、残り 2 団地 3 棟の手摺り改修が必要になります。

【施策の方針】

- ・ 障がい者に配慮した公営住宅の生活環境整備を今後とも推進していきます。
- ・ 平成 27 年度以降については上花輪団地 2 号棟、3 号棟、七光台中央団地の順に共用階段へ手すりの取り付けを行う予定です。
- ・ 障がい者の生活環境の向上のため、日常生活用具の一部として住宅改修の給付を行い、住宅のバリアフリー化の推進に努めます。
- ・ グループホームについては、地域で生活する障がい者に対する在宅支援の拠点として、民設民営を基本とした整備を推進し、運営を支援するとともに、入居者の家賃についても支援し、利用の促進を図ります。（再掲）

事業番号・事業名	5 生活環境
	(2) 公共施設等のバリアフリー化の促進
担当課	社会福祉課、みどりと水のまちづくり課

【事業、施策等の現状】

- ・ 窓口業務等を行う行政施設について改修等を行う場合には、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」及び「千葉県福祉のまちづくり条例」に基づき施工するよう協議します。
- ・ 障がい者全ての人が快適に利用できるよう、既存の公園1カ所について園路の舗装整備を行い、車椅子、ベビーカーでも容易に乗り入れられるよう改修しました。

【事業、施策等の課題】

- ・ 公益的施設について、高齢者や障がいのある人たちが安全で快適に利用できるよう必要な整備基準への適合努力義務を求めています。
- ・ 条例等の基準に則した改修整備を進めていますが、公園入口と道路との段差を解消する場合、園内にスロープ等の設置スペースが確保できず整備が難しい場合があります。

【施策の方針】

- ・ 今後も引き続き改修等を行う場合には、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」及び「千葉県福祉のまちづくり条例」に基づき施工するよう協議します。
- ・ バリアフリー法に基づく「野田市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例」を基準とした都市公園の園路などの施設改修を引き続き実施し、障がい者や高齢者等誰もが快適に利用できる公園の整備を進めます。

事業番号・事業名	5 生活環境
	(3) 障がい者に配慮したまちづくりの総合的な推進
担当課	社会福祉課、高齢者福祉課、企画調整課、市民生活課、都市整備課、愛宕駅周辺地区市街地整備事務所

【事業、施策等の現状】

- ・ 16 路線のパトロールを行い、段差の解消、標識・看板などの据えつけ状況の点検などを行い、補修・改修に努めました。
 櫛のホール (2)、南部公民館 (2)、関宿南部公民館 (2)、二ツ塚小 (1)、福田第二小 (3)、二川小 (2)、みずき小 (2)、川間駅 (2)
 公共施設から 500m 以内のパトロールが平成 24 年度に終了し、平成 25 年度からは半径 1,000m 以内にパトロールの範囲を拡大しました。
- ・ 愛宕駅周辺地区を重点整備地区として高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（以下「交通バリアフリー法」という。）に基づき作成した野田市移動円滑化基本構想に沿って、駅、駅前広場、道路、信号機等の一体的なバリアフリー化を推進しています。また、重点整備地区以外の駅（準重点整備地区）についても、交通バリアフリー法に基づくバリアフリー化を推進しています。
- ・ 重点整備地区の愛宕駅周辺地区は、愛宕東駅前線及び愛宕駅東口駅前広場の整備等に合わせてバリアフリー化を推進しました。愛宕東駅前線は、歩道の幅員や勾配等について、交通バリアフリー法の移動円滑化基準に基づく整備を進めています。
- ・ 視覚障がい者用信号の設置等について、24 年度に引き続き、音声付信号機等 2 件を警察署に要望しました。
- ・ 第二の福祉ゾーンには、民設民営により障害福祉サービス事業所 ひばり、ケアホームほっと、ぱーる、みそらの施設整備を実施しました。
- ・ 県及び東葛 6 市が協調して取り組み整備中であった重症心身障害児施設東葛医療福祉センター光陽園が、平成 26 年 4 月に開設しました。
- ・ 第二の福祉ゾーンへの障がい者に対応した特別養護老人ホームのあり方検討会の意見が 26 年 2 月にまとまりました。「障がい者が優先して入所できる独自の入所基準を策定する」などの整備方針の意見をいただき、今後 90 床の整備を進めていきます。
- ・ 既存施設の有効活用として、26 年 3 月に契約を締結し、工事を着工しました。（再掲）
- ・ 文化会館の車いす専用席やスロープによる段差解消の整備を実施しました。今後もバリアフリー化の促進に努めます。

- ・ 野田市の障がい者施設は、次のとおりです。

＜市営施設の状況＞

(平成 26 年 10 月 30 日現在)

施設種別	施設名	定員	利用者数
就労継続支援 B 型	あすなろ職業指導所	20 人	19 人
就労継続支援 B 型	野田市心身障がい者福祉作業所	15 人	16 人
生活介護	あすなろ職業指導所	20 人	26 人
生活介護	野田市心身障がい者福祉作業所	23 人	25 人
生活介護	あおい空	20 人	9 人
生活介護	こぶし園	40 人	38 人
福祉作業所 (法外施設)	野田市関宿心身障がい者福祉作業所	17 人	16 人
児童発達支援	こだま学園	30 人	17 人
医療型児童発達支援	あさひ育成園	40 人	8 人

＜民営施設の状況＞

(平成 26 年 10 月 30 日現在)

施設種別	施設名	定員	利用者数
施設入所支援・生活介護	芽吹学園	50 人	23 人
自立訓練（生活訓練）	つばさ	6 人	6 人
就労移行支援	就労サポート・のだ	20 人	22 人
就労継続支援 B 型	つばさ	14 人	19 人
生活介護	ひばり（みそら含む）	40 人	39 人
生活介護	ワークショップくすのき	20 人	16 人
生活介護	くすのき苑	50 人	3 人
施設入所支援・生活介護			16 人
就労継続支援 B 型	羽の郷野田	20 人	2 人
放課後等デイサービス	キッズセンターさくら野田事業所	1 日 10 人	39 人
児童発達支援	P i E C E	1 日 10 人	17 人
放課後等デイサービス	P i E C E	1 日 10 人	13 人
放課後等デイサービス	S a n t a	1 日 10 人	17 人
児童発達支援	わくわくスポーツ広場	1 日 10 人	5 人
放課後等デイサービス	わくわくスポーツ広場		6 人
放課後等デイサービス	しあわせの木	1 日 10 人	5 人

- ・施設サービスを受けている者は、平成26年10月30日現在で551人（者児含む）です。

＜施設サービスの利用状況＞

1.新体系に基づく施設サービス

サービスの種類	施設名	所在地	人数
施設入所支援・生活介護	めふきの苑	坂東市	3人
施設入所支援・生活介護	あさひの家	鉾田市	1人
施設入所支援・生活介護	さつきハウス	鹿沼市	1人
施設入所支援・生活介護	のぞみの園	高崎市	1人
施設入所支援・生活介護	グレイスホーム	渋川市	1人
施設入所支援・生活介護	神明苑	越谷市	1人
施設入所支援・自立訓練 (機能訓練)・就労移行支援	国立障害者リハビリ テーションセンター	所沢市	2人
施設入所支援・生活介護	国立障害者リハビリ テーションセンター 自立支援局	所沢市	1人
施設入所支援・生活介護	グリーンヒル美里	児玉郡 美里町	1人
施設入所支援・生活介護	鎌取晴山苑	千葉市緑区	2人
施設入所支援・生活介護	セルプガーデンハ ウス	千葉市緑区	1人
施設入所支援・就労継続支 援B型	千葉光の村授産園	千葉市 若葉区	1人
施設入所支援・生活介護	小池更生園	八千代市	2人
施設入所支援・生活介護	ふる里学舎静風荘	市原市	1人
施設入所支援・生活介護	袖ヶ浦福祉センタ ー更生園	袖ヶ浦市	1人
施設入所支援・生活介護	たびだちの村 B I S H A	君津市	1人
施設入所支援・生活介護	どんぐりの郷	富津市	1人
施設入所支援・生活介護	くすのき苑	野田市	16人
施設入所支援・生活介護	芽吹学園	野田市	23人
施設入所支援・生活介護	豊四季光風園	柏市	4人
施設入所支援・就労継続支 援B型	豊四季光風園・流山 こまぎ園	柏市・流山 市	1人
施設入所支援・生活介護	沼南育成園	柏市	6人
施設入所支援・生活介護	いぶきの広場	松戸市	1人

施設入所支援・生活介護	ローゼンヴィラ藤原	船橋市	3人
施設入所支援・生活介護	誠光園	船橋市	4人
施設入所支援・生活介護	大久保学園	船橋市	3人
施設入所支援・生活介護	北総育成園	香取郡 東庄町	1人
施設入所支援・生活介護	香取学園龍ヶ谷寮	香取郡 東庄町	1人
施設入所支援・生活介護	長生厚生園	茂原市	1人
施設入所支援・生活介護	モア・しょうえい	長生郡 長生村	1人
施設入所支援・生活介護	リホープ	佐倉市	2人
施設入所支援・生活介護	ルミエール	佐倉市	1人
施設入所支援・生活介護	永幸苑	四街道市	2人
施設入所支援・就労継続支援B型	就職するなら明朗塾	八街市	1人
施設入所支援・生活介護	協和更生園	富里市	1人
施設入所支援・生活介護	のさか学園すてっぷ	匝瑳市	1人
施設入所支援・生活介護	聖マーガレット	匝瑳市	1人
施設入所支援・生活介護	七生福祉園	日野市	1人
施設入所支援・生活介護	滝乃川学園成人部	国立市	1人
計			98人

サービスの種類	施設名	所在地	人数
自立訓練（生活訓練）	つばさ	野田市	6人
自立訓練（生活訓練）	ケアステーションモリヤ	守谷市	1人
自立訓練（生活訓練）	多機能事業所ステップ 初石工房	柏市	3人
自立訓練（生活訓練）	みのわマック	北区	1人
宿泊型自立訓練	荒川愛恵苑	荒川区	1人
計			12人

サービスの種類	施設名	所在地	人数
就労移行支援	自立支援センター 希望の峰	牛久市	2人
就労移行支援	ウェルビー新越谷駅前センター	越谷市	1人

就労移行支援	ふるさと学舎しぜん工房	市原市	1人
就労移行支援	就労サポート・のだ	野田市	22人
就労移行支援	沼南育成園	柏市	1人
就労移行支援	多機能型事業所皆来	柏市	1人
就労移行支援	being room	柏市	1人
就労移行支援	WITH US 多機能型事業所	柏市	1人
就労移行支援	就労支援センターひゅーまにあ鎌ヶ谷	鎌ヶ谷市	1人
就労移行支援	ウェルビー西船橋駅前センター	船橋市	1人
計			32人

サービスの種類	施設名	所在地	人数
就労継続支援A型	ハマウラ福祉工場	さいたま市南区	1人
就労継続支援A型	朗真堂	さいたま市大宮区	1人
就労継続支援A型	ハッピーウェイ	柏市	1人
就労継続支援A型	夢の笛作業所	柏市	3人
就労継続支援A型	ユニバース	柏市	1人
就労継続支援A型	ハッピーアベニュー	我孫子市	1人
計			8人

サービスの種類	施設名	所在地	人数
就労継続支援B型	自立支援センター 希望の峰	牛久市	1人
就労継続支援B型	就労サポートリーブ	袖ヶ浦市	1人
就労継続支援B型	野田市立あすなろ職業指導所	野田市	19人
就労継続支援B型	野田市心身障がい者福祉作業所	野田市	16人
就労継続支援B型	つばさ	野田市	19人
就労継続支援B型	羽の郷野田	野田市	2人
就労継続支援B型	沼南育成園	柏市	3人
就労継続支援B型	自立支援塾クリード北	柏市	1人

	柏		
就労継続支援 B 型	生活援助センター工房 スノードロップ	柏市	1 人
就労継続支援 B 型	ラポール	柏市	1 人
就労継続支援 B 型	生活クラブ風の村とん ぼ舎かしわ	柏市	2 人
就労継続支援 B 型	W I T H U S 多機能 型事業所	柏市	1 人
就労継続支援 B 型	南天の木	柏市	1 人
就労継続支援 B 型	おおぼん	我孫子市	1 人
就労継続支援 B 型	ワークアイ・船橋	船橋市	1 人
就労継続支援 B 型	T U B U P L A N	市川市	2 人
就労継続支援 B 型	かがやき夢工房	葛飾区	1 人
計			73 人

サービスの種類	施設名	所在地	人数
生活介護	千樹の里	比企郡 ときがわ町	1 人
生活介護	ホームヘルプ若葉 泉の里	千葉市 若葉区	1 人
生活介護	小池更生園	八千代市	1 人
生活介護	作山更生園	八千代市	1 人
生活介護	アドバイスながうら	袖ヶ浦市	2 人
生活介護	くすのき苑	野田市	3 人
生活介護	こぶし園	野田市	38 人
生活介護	ひばり	野田市	39 人
生活介護	ワークショップくすの き	野田市	16 人
生活介護	野田市立あすなろ職業 指導所	野田市	26 人
生活介護	野田市心身障がい者福 祉作業所	野田市	25 人
生活介護	野田市立あおい空	野田市	9 人
生活介護	W I T H U S 多機能 型事業所	柏市	1 人
生活介護	つつじ園	流山市	1 人
計			164 人

施設種別	施設名	所在地	人数
児童発達支援	キッズセンターさくら	春日部市	2人
児童発達支援	こだま学園	野田市	17人
児童発達支援	P i E C E	野田市	17人
児童発達支援	わくわくスポーツ広場	野田市	5人
計			41人

施設種別	施設名	所在地	人数
医療型児童発達支援	あさひ育成園	野田市	8人
計			8人

施設種別	施設名	所在地	人数
放課後等デイサービス	キッズセンターさくら	春日部市	36人
放課後等デイサービス	キッズセンターさくら 野田事業所	野田市	39人
放課後等デイサービス	P i E C E	野田市	13人
放課後等デイサービス	S a n t a	野田市	17人
放課後等デイサービス	わくわくスポーツ広場	野田市	6人
放課後等デイサービス	自閉症サポートセンター ーベガサス	柏市	3人
放課後等デイサービス	すくすく	柏市	1人
計			115人

【事業、施策等の課題】

- ・ バリアフリー化を道路等だけでなく、既存の公共施設のバリアフリー化について検討する必要があります。また、「福祉のまちづくり運動」のパトロールにより指摘があり改修が済んでいない箇所については、用地の取得や他の事業とあわせて計画的に取り組んでいく必要があります。
- ・ アンケート調査結果では、「外出時の困りごと」として「道路に段差がある」が3障がい上位を占めているため、より一層「福祉のまちづくり」を推進する必要があります。
- ・ 市内6駅のうち4駅のバリアフリー化が完了し、駅周辺住民の利便性は大幅に向上しました。
- ・ 重点整備地区の愛宕駅及び準重点整備地区の野田市駅については、連続立体交差事業等の実施に合わせてバリアフリー化を推進することとしています。

工事完了までに時間を要することが課題となっています。

- ・ 年間、音声付信号機を含め、新設・改良を合わせ約 100 件の要望があります
- ・ 第二福祉ゾーンでは、引き続き、建設や運営能力が確実な法人等に土地を貸与し、民設民営による施設整備を図る必要があります。

【施策の方針】

- ・ 今後も、公共施設半径 1,000m 以内の福祉のまちづくりパトロールを実施し、歩行空間の安全確保（バリアフリー化）を図ります。また、公共施設のバリアフリー化については、ファシリティマネジメント基本方針及び 27 年度策定予定の野田市公共施設等総合管理計画の中で検討して行きます。
- ・ 交通バリアフリー法に基づき作成した野田市移動円滑化基本構想に沿って、駅、駅前広場、道路、信号機等の一体的なバリアフリー化を推進していきます。
- ・ 重点整備地区の愛宕駅周辺地区は、愛宕駅西口駅前広場の整備を進めるとともに、連続立体交差事業に合わせて駅のバリアフリー化を推進していきます。
- ・ 準重点整備地区の川間駅北口駅前広場は、街路事業に合わせて整備を実施するとともに、野田市駅は、連続立体交差事業、区画整理事業等の実施に合わせてバリアフリー化を推進していきます。
- ・ 障がい者の通行の安全を図るため、視覚障がい者用信号機等（音声付信号機等）の設置について警察署に要望していきます。
- ・ 障がい者の様々な要望に対応するため、船形地区の第二福祉ゾーンには、障害福祉サービス事業所ひばり、ほっと、みそらが整備されています。今後も、建設や運営能力が確実な法人等に土地を貸与し、民設民営による施設整備を図ります。
- ・ 施設整備については、障がい者が身近なところで施設を利用できるよう既存施設の有効活用等も含めて、野田市の現状と利用者の要望を踏まえ真に必要なものを見極め検討します。
- ・ 障害者総合支援法により、障がい者種別を越えた施設サービスの利用が可能となっていることから、既存の障がい者施設の利用について検討していきます。

6 情報アクセシビリティ※

視覚障がい者や聴覚障がい者などには、感覚機能の障がいによって情報の収集やコミュニケーションの確保に大きな情報格差が生じています。こうした障がい者の日常生活の利便の向上を図り、自立と社会参加を促進するためには、障がい者の特性に応じたコミュニケーション手段の確保を支援し、迅速かつ的確に情報収集ができる環境づくりが重要な課題となっています。

このため、IT（情報通信技術）等の活用により、障がい者の個々の能力を引き出し、自立・社会参加を支援するとともに、障がいにより情報格差が生じないようにするための施策を積極的に推進することで、情報の利用におけるアクセシビリティの向上を図ります。

また、障がい特性に対応した情報提供の充実を図ります。

〔 ※年齢や身体障がいの有無に関係なく、誰でも必要とする情報に簡単にたどり着き、利用できること。 〕

事業番号・事業名	6 情報アクセシビリティ
	(1) 情報バリアフリー化の推進
担当課	社会福祉課、社会教育課、文化センター

【事業、施策等の現状】

- ・ 障がい者のIT活用による就労や社会参加を促進するため、公民館講座や社会福祉協議会への委託により障がい者のパソコン教室を開催するとともに、日常生活用具として「情報・通信支援用具」の給付を行い、障がい者のIT利用を支援しました。
- ・ 障がい者の情報活用能力の向上のため、パソコン講習会を身体障がい者を対象に開催しました。

〈平成25年度 パソコン講習会実績〉

対 象	実施回数	参加者	会 場
身体障がい者	3時間×8回	延 40人	野田公民館
視覚障がい者※	2時間×6回	延 12人	野田公民館

※ 施設ボランティアによるサポートを実施

【事業、施策等の課題】

- ・ 障がい者のIT活用を推進するとともに、情報通信機器の取得や情報提供、活用方法の検討を進める必要があります。
- ・ 障がい者の情報活用能力の向上のため、パソコン教室等の充実を図るなど、

引き続き、障がい者の I T の利用を総合的に支援する必要があります。

- ・ 視覚障がい者パソコン講習会の認知度を高め、受講希望者の増進を図るとともに、障がい者グループによる学習会の受け入れを P R するため、ボランティアセンターとの一層の交流を図る必要があります。

【施策の方針】

- ・ 障がい者の I T 活用による就労や社会参加を促進するため、I T の利用について様々な角度から推進するとともに、その基盤となる情報通信機器（日常生活用具）給付の中で、引き続き支援していくほか、機器に関する情報提供や活用方法の検討についても進めてまいります。
- ・ 障がい者の情報活用能力の向上のため、パソコン教室等の研修・講習会の充実を図るほか、障がい者の I T の利用を支援する支援技術者の養成・育成を推進するための施策を促進するなど障がい者の I T 利用を総合的に支援します。
- ・ 野田公民館情報活用コーナーでは事業を継続するとともに、引き続き社会福祉協議会及びボランティアセンターと講座情報の共有化を図り、情報提供体制を一層強化していきます。

事業番号・事業名	6 情報アクセシビリティ
	(2) 情報提供の充実等
担当課	社会福祉課、社会福祉協議会

【事業、施策等の現状】

- ・ 公共サービスにおいては、補聴援助システムの普及や点字、録音物等による広報を推進するために、ボランティアセンターに依頼し、点訳奉仕会や朗読グループの協力により、点字、録音物等による広報の促進に努めています。
- ・ 市が主催する講演会や説明会において、手話や要約筆記、補聴援助システム等の設置について、チラシや広報紙にその旨を記載し、市民への周知につとめました。
- ・ 障がい者が出席する会議等に必要な、盲人ガイドヘルパーや手話通訳者等を社会福祉協議会に依頼し派遣しました。また、必要に応じて櫛のホールや総合福祉会館において磁気ループの貸し出しを行いました。

<平成 25 年度派遣件数>

手話通訳者（会議等）	443 件
要約筆記者（会議等）	210 件
盲人ガイドヘルパー（会議等）	28 件

- ・ 視覚障がい者が会議に出席する場合、資料を E メールで送付し事前に内容確認をしていただくなど、障がい特性に応じた情報の提供に努めました。

【事業、施策等の課題】

- ・ 公共サービスにおいては、引き続き、それぞれの障がい特性に的確に対応した情報提供に努める必要があります。
- ・ 講演会や説明会などにおいて、補聴援助システム等が設置される旨の周知を、市民に図る必要があります。
- ・ 障がい者が出席する会議については、できるだけ障がい特性に応じた進め方となるよう努める必要があります。

【施策の方針】

- ・ 公共サービスにおいては、補聴援助システムの普及や点字、録音物等による広報を推進するほか、手話通訳者、要約筆記者、点訳奉仕者、朗読者等の協力を求めるなど、それぞれの障がい特性に的確に対応した情報提供に努めてまいります。
- ・ 講演会や説明会などにおいて、手話や要約筆記、補聴援助システム等が設置される旨の周知を図ります。
- ・ 障がい者が出席する会議については、会議資料の提供方法や会議の進め方等について、できるだけ障がい特性に応じた形となるよう努めてまいります。

事業番号・事業名	6 情報アクセシビリティ
	(3) 意思疎通支援の充実
担当課	社会福祉課、社会福祉協議会、人事課

【事業、施策等の現状】

- ・ コミュニケーション支援を必要とする視覚障がい者や聴覚障がい者のニーズに対応するため、手話通訳者、要約筆記者の養成研修を実施しました。
- ・ 社会福祉課窓口对视覚障害者用活字文書読上げ装置（スピーチオ）を、社会福祉課及び各図書館窓口对视覚障害者用ポータブルレコーダー（プレクストーク）を配備しました。
- ・ 公共施設においては、千葉県が定めた「障害のある人に対する情報保障のガイドライン」に沿い、コミュニケーション支援体制の充実に努めました。

【事業、施策等の課題】

- ・ コミュニケーション支援を必要とする視覚障がい者や聴覚障がい者のニーズに対応するため、支援体制の強化を図る必要があります。
- ・ 各種サービス窓口において、意思疎通に困難を抱える障がい者の利便性の向上を図る必要があります。
- ・ 引き続き、千葉県が定めた「障害のある人に対する情報保障のガイドライン」に沿い、コミュニケーション支援体制の充実に努める必要があります。
- ・ 全国的な動きとして、聴覚障がい者団体から手話言語法制定に向けて国に働きかけを行なっている動きがあることから、市としても法整備の実現に向けて支援していく必要があります。

【施策の方針】

- ・ コミュニケーション支援を必要とする視覚障がい者や聴覚障がい者のニーズに対応するため、盲人ガイドヘルパーや手話通訳者、要約筆記者及び点訳奉仕者の養成研修を推進、強化するとともに、これらの派遣体制の充実強化を図ります。
- ・ 各種サービス窓口における手話のできる職員の育成、配置や点字の案内板等の設置を行うことにより、視聴覚障がい者の利便性の向上を図ってまいります。
- ・ また、市本庁舎及び関宿支所に要約筆記の技能も備えた手話通訳者を設置し、対応し利便性の向上を図っていきます。加えて、設置通訳者の同行範囲について検討していきます。
- ・ 公共施設においては、千葉県が定めた「障害のある人に対する情報保障のガイドライン」に沿い、コミュニケーション支援体制の充実に努めるとともに、

コミュニケーションボード等の活用により、知的障がい者や自閉症者などが円滑なコミュニケーションを行いやすくなるような環境づくりを推進します。

- ・ 「手話言語法」の制定に向け、市としても法整備の実現に向けて支援していきます。

業番号・事業名	6 情報アクセシビリティ
	(4) 行政情報バリアフリー化の推進
担当課	社会教育課、文化センター、秘書広報課

【事業、施策等の現状】

- ・ 野田公民館情報活用コーナーでは、公民館講座や社会福祉協議会主催による障がい者パソコン教室を開催し、障がい者のIT利用を支援しました。

〈平成25年度 パソコン講習会実績〉

対 象	実施回数	参加者	会 場
身体障がい者	3時間×8回	延 40人	野田公民館
視覚障がい者※	2時間×6回	延 12人	野田公民館

※施設ボランティアによるサポートを実施

【事業、施策等の課題】

- ・ 野田公民館情報活用コーナーを一般利用する障がい者及び障がい者支援グループが少数にとどまっている現状があります。

【施策の方針】

- ・ 引き続き、野田公民館情報活用コーナーでの障がい者のIT活用を促進するための事業を継続するとともに、関係機関と連携し機器の活用をより一層PRしていきます。
- ・ 市公式ホームページは、障がい者を含む全ての人が利用しやすいホームページとなるよう、ウェブアクセシビリティ（年齢や身体的制約、利用環境等に関係なく、誰もがホームページ等で提供される情報や機能を支障なく利用できること）の維持・向上に努めます。

7 安全・安心

障がい者が地域社会において安全、安心な生活を送ることができるようにするためには、障がいの特性に配慮した支援策により、災害や犯罪による被害の未然防止を図る必要があります。

災害時の支援に関して、アンケート調査結果によれば、「災害時の避難や避難所での介護など防災体制の充実を図ってほしい」といった意見が多く寄せられていることから、緊急時において障がい者が必要な情報を速やかに入手し、危険な状況にあるときは、速やかに避難ができる体制を整備する必要があります。

あわせて、障がい者の消費者としての利益の援護のため、適切な方法により情報の提供、啓発を行う必要があります。

このため、障がい者の安全、安心に資する取組みを推進します。

事業番号・事業名	7 安全・安心
	(1) 防災対策の推進
担当課	市民生活課、社会福祉課、高齢者福祉課

【事業、施策等の現状】

- ・ 防災会議委員に障がい者団体連絡会から女性1名に加わっていただき「野田市地域防災計画」の見直しを進め、会議は8月に終了しました。
- ・ 「野田市地域防災計画」では、障がい者への防災知識の普及、災害時の適切な情報提供、避難誘導等の支援について見直しました。
- ・ 防災行政無線の整備後も引き続き、手帳所有の聴覚障がい者を対象に、希望者へ文字表示機能付戸別受信機を無償貸与しました。
- ・ 「野田市災害時要援護者支援計画」に沿って、自治会及び自主防災組織等により地域住民の合意が形成された地区から、障がい者等の所在の把握を行い要援護者台帳の整備を進めました。

平成25年度実績	3自治会
----------	------

- ・ 「野田市地域防災計画」の見直しで、福祉避難所の整備について検討し、新たに策定した「新野田市地域防災計画」に基づき、バリアフリー化され、施設内の安全性、利便性が確保されている障がい者施設と要援護者の受け入れに対する福祉避難所としての協定を平成25年10月9日に締結しました。

〈要援護者の受け入れに対する福祉避難所〉

千葉県立野田特別支援学校

社会福祉法人野田芽吹会野田芽吹学園

社会福祉法人いちいの会くすのき苑

- ・ 野田市総合防災訓練において、障がい者関係団体が参加し避難誘導訓練を実

施しました。本会場と避難所となる小中学校 18 校においても、自主防災組織が参加し災害時要援護者参加型の防災訓練を実施し、模擬要援護者を立て、車椅子及びリヤカー等を使い避難誘導訓練等を実施しました。

- ・ 自主防災組織の設立を推進しており、平成 26 年 3 月 31 日現在、新たに 10 の自主防災組織が設立され、169 組織となり、資機材を購入する費用を補助しました。また、各自主防災組織には、防災訓練などの実施を推進し、実施した場合に活動補助金を交付しました。
- ・ 北部地区に設置した「まめぼん」とともに青色回転灯搭載の防犯パトロール車両 2 台による市内全域のパトロールを行い犯罪抑止に努めています。
- ・ 障がい者の方々のために、地震や火災など起きた時の対処法を掲載した防災ハンドブックを 1,000 部作成し社会福祉課で配布しました。

【事業、施策等の課題】

- ・ 障がい者団体連絡会の防災会議委員からは積極的な意見をいただき、地域防災計画の修正に反映いたしました。
- ・ アンケート調査結果では、「力を入れてほしい施策」として「災害時の避難や避難所での介護など防災体制の充実を図る」が上位を占めているため、防災体制のより一層の充実を図る必要があります。
- ・ 災害対策基本法の改正に伴い避難行動要支援者の支援計画について、周知、啓発を行なう必要があります。
- ・ 福祉避難所と連携して、災害時の支援体制の整備を強化する必要があります。
- ・ 障がい者団体連絡会、福祉関係部局、小学生児童、自主防災組織による障がい者避難誘導訓練を実施しました。引き続き、防災訓練を実施し、自助避難が困難な障がい者の防災に対する意識を高める必要があります。
- ・ 自治会等への講話実施等啓発活動をし、設立を促進しました。
- ・ 自主防災組織化されている団体が充分でないため、引き続き、設立に向けた広報、啓発活動を推進する必要があります。
- ・ 障がい者のために防災ハンドブックを作成し配布する必要があります。

【施策の方針】

- ・ 引き続き、防災会議委員に障がい者団体連絡会から女性 1 名が参加し、地域防災計画等の作成等の取組を促進し災害に強い地域づくりを促進します。
- ・ 災害時に防災行政無線で聴覚障がい者に対して適切に情報を伝達できるよう手帳を所有する世帯へ引き続き防災行政無線の文字表示機能付戸別受信機の無償貸与を実施します。
- ・ 避難行動要支援者名簿を作成し、個人情報保護に留意しつつ、自治会や自主防災組織への働きかけを行い台帳の整備を進め、安全な避難体制を確立していきます。

- ・ 災害時に、一般の避難所での避難生活が困難なため、特別な配慮をする障がい者や高齢者のみの世帯の方が避難する福祉避難所において、障がい者が必要な物資を含め、障がい特性に応じた支援を得ることができるよう必要な体制を整備します。

〈要援護者の受け入れに対する福祉避難所〉

千葉県立野田特別支援学校
社会福祉法人野田芽吹会野田芽吹学園
社会福祉法人いちいの会くすのき苑

- ・ 障がい者関係団体の参加により防災関係部局及び福祉関係部局との連携の下で、引き続き防災訓練の実施等の取組を促進し災害に強い地域づくりを推進します。
- ・ 自主防災組織の設立を促進するほか、防災訓練実施に活動補助金を交付するなど、災害に強い地域づくりを推進します。
- ・ 災害発生時又は災害が発生するおそれのある場合に、障がい者に適切に情報を伝えるための防災ハンドブックを、引き続き作成し配布します。

事業番号・事業名	7 安全・安心
	(2) 防犯対策の推進
担当課	市民生活課

【事業、施策等の現状】

- ・ 北部地区に設置した「まめぼん」とともに青色回転灯搭載の防犯パトロール車両2台による市内全域のパトロールを行い犯罪抑止に努めています。

【事業、施策の課題】

- ・ 福祉施設など障がい者に配慮したパトロールのルートについて、再検討を行う必要があります。

【施策の方針】

- ・ 青色回転灯搭載の防犯パトロール車両によるパトロールを行い犯罪抑止に努めます。

事業番号・事業名	7 安全・安心
	(3) 消費者トラブルの防止及び被害からの救済
担当課	市民生活課

【事業、施策等の現状】

- ・ 消費生活センターのPRを行うとともに、消費生活展、出前講座、消費生活セミナーを通じ、消費者問題について啓発を図っています。(消費生活センターでの相談は障がい者の実績はありません。)

【事業、施策等の課題】

- ・ 障がい者の悪徳商法などの被害を未然に防ぐために、関係機関と連携して出前講座等を推進する必要があります。

【施策の方針】

- ・ 障がい者の消費者トラブルを防止するため、消費生活センターのPRとあわせ、消費生活展、出前講座、消費生活セミナーを通じ、消費者問題について広く啓発を図ります。また、関係機関と連携を図り、出前講座を実施します。

8 差別の解消及び権利擁護の推進

障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の現実に向けて、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）が制定され、平 28 年 4 月から施行されることとなりました。

また、障がい者に対する虐待は、尊厳を害するものであり、障がい者の権利擁護を図るため、平成 24 年 10 月に施行された「障害者の虐待の防止、障害者の養護等に対する支援等に関する法律」（障害者虐待防止法）に基づき、障がい者の虐待の防止等に取り組む必要があります。

事業番号・事業名	8 差別の解消及び権利擁護の推進
	（１）障がいを理由とする差別の解消の推進
担当課	障がい者総合相談センター

【事業、施策等の現状】

- ・ 障がいを理由とする差別の解消の推進については、「障がい者の権利擁護のために」のチラシを社会福祉課窓口配置し、講演会においてチラシを配布することに努めています。

【事業、施策等の課題】

- ・ 障害者差別解消法の施行に合わせて、広報及び啓発活動を行うと共に相談体制の整備に取り組み、障がいを理由とする差別の解消に努める必要があります。

【施策の方針】

- ・ 平成 28 年 4 月の障害者差別解消法の施行に合わせ、法の趣旨、目的等に関する効果的な広報、啓発活動、相談体制の整備に取り組み、障がいを理由とする差別の解消の推進を図ります。
- ・ 雇用における障がい者に対する差別の禁止及び障がい者が職場で働く場合の支障を改善するための措置が新たに規定された改正障害者雇用促進法（平成 28 年 4 月施行）に基づき、障がい者に対する差別の禁止及び障がい者が職場で働く場合の支障を改善するための措置等について、広報啓発に取り組めます。（再掲）

事業番号・事業名	8 差別の解消及び権利擁護の推進
	(2) 権利擁護の推進
担当課	障がい者総合相談センター

【事業、施策等の現状】

- ・ 障がい者の虐待防止、対応については、平成 25 年度第 2 回地域自立支援協議会において、県内で発生した暴行、死亡事故に関連し、市内からこのような事故を発生させないように、市内の障がい者支援施設に対し、虐待防止の徹底を図り、より一層、障がい者に対する理解を深めることを要請する等の見解を決議しました。また、その見解をホームページに掲載し、市内の障がい者支援施設だけでなく高齢者施設、保育所、幼稚園及び小中学校にも送付しました。
- ・ 障がい年金など個人の財産については、総合相談窓口において障がい者福祉サービスガイドブックにより成年後見制度について情報提供すると共に、関係機関等につなぐなど相談状況に応じた支援を実施しました。また、2 月に人権施策推進課にて開かれた企業人権教育研修会においては、成年後見制度の紹介も含めた、権利擁護のチラシをおよそ 400 枚配布し、制度を広く認識していただくことに努めました。

【事業、施策等の課題】

- ・ 障がい者に対する虐待防止の徹底を図るため、広報及び啓発活動を行うとともに、障がい者虐待防止に努める必要があります。
- ・ 障害年金など個人の財産については、障がい者が「成年後見制度利用支援事業」を利用して適切に管理できるよう支援する必要があります。（再掲）
- ・ 障がい者の高齢化、重度化、親亡き後を見据え、日常生活自立支援事業や成年後見制度を利用する方が増加することが想定されます。（再掲）

【施策の方針】

- ・ 障がい者総合相談センターは、障がい者虐待防止センター機能を有していることから、障がい者の虐待通報、届出等に対応するとともに相談体制の充実に努めます。また、障害者虐待防止法に関する積極的な広報・啓発を行い、障がい者虐待防止に努めます。
- ・ 障害年金など個人の財産については、障がい者が「成年後見制度利用支援事業」を利用して適切に管理できるよう支援します。（再掲）
- ・ 日常生活自立支援事業については、相談等において、今後、相談支援員等からの支援につながるケースも想定されるため、福祉サービス事業所を中心に普及活動に努めます。（再掲）
- ・ 成年後見制度については、市民後見人の養成を行い支援体制の充実に努めるとともに、障がい者福祉ガイドブック等により情報提供及び関係機関等と連携するなど相

談状況に応じた支援を実施します。また、積極的な広報・啓発活動を行うとともに、制度の適切な利用の推進を図ります。（再掲）

9 行政サービス等における配慮

平 28 年 4 月に施行される障害者差別防止法においては、「行政機関は、障害者から社会的障壁の除去を必要としている旨の意思表示があった場合は、必要かつ合理的な配慮をしなければならない」とされました。

また、25 年 6 月に施行された改正公職選挙法では、公正な選挙の実施を確保するための新たな取り組みの必要性が規定されています。

このようなことから、市においては、行政機関における配慮、障がい者理解の促進を図ると共に、選挙事務にあたっては、障がい者が、その権利を円滑に行使することができるよう配慮した行政サービスの実施に努める必要があります。

事業番号・事業名	9 行政サービス等における配慮
	(1) 行政機関における配慮及び障がい者理解の促進等
担当課	人事課、指導課、人権施策推進課

【事業、施策等の現状】

- 市職員については、障がい者に対する理解が深まり、適切なサービスができるよう接遇マナー向上などを図るための研修を実施しました。

〈平成 25 年度 職員研修〉

研修名	対象職員
新規採用職員研修（第一次）	新規採用職員 24 名
新規採用職員研修（第二次）	新規採用職員 25 名
好感度向上講座	部局長推薦による職員 18 名

- 職員の障がい者への理解を促進するための研修を、野田市手をつなぐ親の会による「まめっ娘」キャラバン隊の協力の下、新規採用職員研修（第二次）において実施しました。
- 通信教育受講助成事業の指定講座として、対人関係力を伸ばす 7 講座を指定しました。
- 野田市教育研究会では、特別支援学級部会 3 回、特別支援教育コーディネーター部会 3 回、特別支援教育に関する講演会・授業研修会を行い、研修・研究に努めました。

特別支援学級部会	各 38 名
特別支援教育コーディネーター部会	各 31 名

- 野田市教育委員会では、大学教授や特別支援学校の職員を講師に招き、教職員向けの特別支援教育研修会を実施しました。

<平成 25 年度 教育委員会主催の教育相談研修会>

	実施日	研修内容	講師
I	8 月 6 日（火） 9：30～12：00	「不登校・不適應を出さない 学級づくりの基礎基本」	植草大学准教授 加藤 悦子
II	8 月 8 日（木） 9：30～12：00	「特別な支援が必要な子ども -その理解と支援について」	東京福祉大学准教授 松浦 俊弥
III	8 月 8 日（木） 1：30～4：00	「不登校対策 教室内に居場 所をつくる」 170 名	昭和女子大学准教授 岸田 幸弘

- ・ 人権教育・啓発に関する野田市行動計画(改訂版)に基づき、個別の人権課題（障がい者）及び一人ひとりの人権擁護のための施策を推進しました。
- ・ 現行動計画が平成 26 年度で満了となることから、見直しの基礎資料とするため、「人権に関する市民意識調査」を市内居住者 2,200 人の方を対象に実施しました。
- ・ 人権意識の高揚と偏見・差別の解消のため、啓発資料「人権ガイドブック」や啓発冊子「のだの明日」等を配布・活用し、あらゆる機会を人権啓発の場と捉え、啓発を推進しました。

【事業、施策等の課題】

- ・ 新規採用職員や、主任主事級職員への研修を実施することにより、接遇マナーの意識向上や障がい者への理解促進を図ることができました。
- ・ 通信教育受講助成事業の指定講座について、職員への周知を行いました但受講希望者はいませんでした。
- ・ 若手教員が増加しているため、基本的かつ具体的、実践的な研修内容としたことで、すぐに教育現場に取り入れることができ、参加者から好評でした。今後は、インクルーシブ教育システムの構築に向けて特別支援教育の推進が求められているため、より一層の正しい理解と支援の充実のための特別支援教育に関する研修会や公開研究会等への参加を引き続き推進していく必要があります
- ・ 「人権教育・啓発に関する野田市行動計画」は、情勢の変化や市民の意識の変化に対応するため、定期的に見直す必要があります。
- ・ 今後の効果的な人権教育・啓発の推進を図るため、「野田市人権に関する市民意識調査」を基礎資料とする必要があります。
- ・ 市民への人権啓発推進のため、啓発資料「のだの明日」「人権ア・ラ・カルト」等を、各種研修会や人権講演会等で配布・活用し、啓発に努めました。

また、「人権ガイドブック」の内容を充実し、自治会長、各種団体等及び公共施設、市内小中学校並びに各種研修会、人権講演会等で配布し、啓発に努めました。

【施策の方針】

- ・ 新規採用職員研修を始め、職員を対象とした接遇に関する研修を実施するとともに、職員自らが考え実践するための接遇改善委員会を設置し、さらなる接遇マナーの向上に努めます。
- ・ 職員の障がい者への理解の促進を図るため、引き続き障がい者当事者団体の協力を得ながら研修を実施します。
- ・ 対人関係力を伸ばす講座を通信教育助成の対象講座にするとともに、職員への周知を行い受講者の増加に努めていきます。
- ・ 教職員については、正しい理解と支援の充実のため、特別支援教育に関する研修会や公開研究会等への参加を引き続き推進していくとともに、研修・研究の機会の拡充に努めます。
- ・ 人権教育・啓発に関する野田市行動計画（第二次改訂版）では、障がい者の人権問題を課題の一つに位置付けており、野田市人権に関する市民意識調査の課題も踏まえ、様々な場や各種機会を通して施策を推進していきます。

事業番号・事業名	9 行政サービス等における配慮
	(2) 選挙等における配慮等（新規）
担当課	選挙管理委員会事務局

【事業、施策等の現状】

- ・ 投票所出入口等へのスロープの設置等による段差解消、点字投票の対応など、必要に応じ障がい者が投票しやすい環境整備を実施しています。

【事業、施策等の課題】

- ・ 移動に困難を抱える障がい者等に配慮した投票所のバリアフリー化、障がい者の利用に配慮した投票設備の設置等に努めることが課題です。

【施策の方針】

- ・ 移動に困難を抱える障がい者に配慮した投票所のバリアフリー化など、引き続き、投票環境の向上に努めます。
- ・ 障がい者が自らの意志に基づき円滑に投票できるよう、代理投票の適切な実施等の取組を促進します。
- ・ 指定病院等における不在者投票、郵便等による不在者投票の適切な実施の促進により、選挙の公正を確保しつつ、投票所での投票が困難な障がい者の投票機会の確保に努めます。

10 啓発・広報

ノーマライゼーションの理念を実現するためには、障がい者に対する市民一人一人の理解と認識を深めていくことが極めて重要となっています。野田市では、これまで「福祉のまちづくり運動」の一環として毎年「福祉のまちづくりフェスティバル」を開催するとともに障がい者と健常者が共に参加する行事の支援を通じ、福祉意識の高揚を図ってきたところです。アンケート調査結果では、「障がいのある人となない人の交流を推進し、相互理解を深める。」といった意見が多数あり、心のバリアフリー化に向けた取組の強化が求められています。

このため、障がいの有無にかかわらず、偏見や差別なく相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会の理念の普及を図るとともに、障がい及び障がい者に関する理解を促進するため、幅広い市民参加による啓発活動を強力に推進します。

事業番号・事業名	10 啓発・広報
	(1) 広報・啓発活動の推進
担当課	社会福祉課、指導課

【事業、施策等の現状】

- ・ 障がい者と健常者がいっしょに参加できる各行事を通して、障がい者について正しい理解と認識を持つことができるよう積極的に支援するため、実施しました。

〈平成 25 年度 実施状況〉

内 容	実施日	会 場	参加者数
おひさまといっしょに	9月21日	中央小学校	約 1,200 人
福祉のまちづくりフェスティバル	11月16日	文化センター	約 1,000 人
市民ふれあいハートまつり			

- ・ 心のバリアフリー化の促進のため、市内中学校が主体的にボランティア活動に参加できる機会の提供を行い青少年の福祉意識の高揚に務めました。

〈平成 25 年度 実施状況〉

内 容	実施日	会 場	参加者数
障がい者釣り大会 (子ども釣り大会と同時開催)	6月1日	関宿クリーンセンター調整池	500 人

平成 25 年 12 月 3 日～9 日の障害者週間に市役所の懸垂塔に懸垂幕を掲揚し啓発を図りました。

- ・ 野田市子ども人権作品展に向けて、市内各学校から作文やポスター、標語等を募集し、障がい者に対する理解を深めました。また、特別支援学級に在籍する児童・生徒の絵画や工作、家庭科作品を「たんぼぼ作品展」としてふれあいギャラリーに展示し、市民の方々への理解を深める場としました。
- ・ 各種障がい者マークについては、障がい者マークをはじめ8種類のマークを障がい者ガイドブックに掲載するとともに障がい者何でも相談室に掲示しました。また新たに市のホームページに掲載し、障がい者に対する理解を深めるため周知に努めました。
- ・ 障がい者ガイドブック1,000部作成し、社会福祉課のほか、関宿支所や各出張所で配付しました。

【事業、施策等の課題】

- ・ 会場となる学校では、積極的に取り組んでおり、児童の障がい者について正しい理解と認識が向上する良い機会となっています。一方で、駐車場の確保の困難さから会場校が限定されています。
- ・ 「福祉のまちづくりフェスティバル」は、心のバリアフリーの啓発活動を行う上で、効果的と考えられたため、また、アンケート調査結果では、「力を入れてほしい施策」として「障がいのある人となない人の交流を推進し、相互理解を深める。」が3障がいの上位となっており、引き続き実施していく必要があります。
- ・ 子ども釣り大会と合同で実施しており、子どもたちとの交流が図られることから、引き続き、実施していく必要があります。
- ・ 各作品展には、各学校とも積極的に参加しています。ふれあいギャラリーで開催することで、より多くの市民の方々に鑑賞していただき、理解を深める場となっています。
- ・ 障がい者マークについて、引き続き理解を深めるための周知に努める必要があります。
- ・ 障がい者を取り巻く制度の変化に対応するため、適宜修正を加え、情報の適正な広報に努める必要があります。

【施策の方針】

- ・ 共生社会の理念を普及するとともに、障がい者に関する正しい理解を促して心のバリアフリー化を進めるため、「福祉のまちづくりフェスティバル」「ふれあいハートまつり」「子ども釣り大会」を始めとする各種行事や講演会を中心に、一般市民、ボランティア団体、障がい者団体、企業、NPOなど幅広い層の参加による啓発活動等を推進します。

障害者基本法に定められた障害者週間において、懸垂幕を掲揚し、啓発活動を推進します。また、視覚障がい者のために、音声による啓発についても検討してい

きます。

- ・ 野田市子ども人権作品展に向けて、市内各学校で作文やポスター、標語等を募集し障がい者に対する理解を促進します。
- ・ 各種障がい者のためのマークについて市報等の手段を通じ周知するなど、市民全体の障がい者に対する理解を深めるとともに、関係機関等との連携を図り、地域住民への啓発・広報を展開します。
- ・ 障害者総合支援法を始めとする各種福祉サービスの周知徹底を図るため、障がい者福祉ガイドブックや広報紙、ホームページ等による広報活動の充実に努めます。

事業番号・事業名	10 啓発・広報
	(2) 障がい及び障がい者理解の促進
担当課	社会福祉課、指導課、学校教育課、社会教育課、人権施策推進課

【事業、施策等の現状】

- ・ 施設や障がい者団体等が実施する障がい者に対する理解を促進するための行事について、後援や広報を行いました。
- ・ 小・中学校では、児童・生徒の実態に応じて、特別支援学級と通常学級との共同・交流学习に取り組んでいます。また、ボランティアサークルの協力を得て、小学校で車いす体験や手話の学習等を実施し、障がい者に関する理解を深めました。
- ・ 教員研修として、校内研修、学校人権指導者養成講座等にて障がい者への理解を深める研修を実施しました。初任者研修や、また、平成 23 年度～平成 25 年度に関宿小・関宿中学校が千葉県の福祉教育推進校として指定され、体験活動等を通して障がい者への理解を深めました。
- ・ 障がい者に対する市民の理解を深めるため、自治会、企業、各種団体等へフィルムライブラリー教材の貸出しを行いました。

＜平成 25 年度 人権関係教材の貸出件数＞

延貸出件数	27 回
延利用者数	1,076 人

- ・ 福祉のまちづくり講演会を実施し、障がい者・高齢者等を取り巻く環境や課題に対する理解を深め、心のバリアフリー化を図りました

＜平成 25 年度 福祉のまちづくり講演会＞

内 容	「生きてるってシアワセ！」 講師：大谷 貴子氏 (全国骨髄バンク推進連絡協議会顧問)
-----	--

実施日	11月16日
会 場	文化会館 大ホール
参加者	100人

- ・ 人権教育・啓発に関する野田市行動計画(改訂版)に基づき、個別の人権課題（障がい者）及び一人一人の人権擁護のための施策を推進しました。
- ・ 現行動計画が平成26年度で満了となることから、見直しの基礎資料とするため、「人権に関する市民意識調査」を市内居住者2,200人の方を対象に実施しました。
- ・ 人権意識の高揚と偏見・差別の解消のため、啓発資料「人権ガイドブック」や啓発冊子「のだの明日」等を配布・活用し、あらゆる機会を人権啓発の場と捉え、啓発を推進しました。

【事業、施策等の課題】

- ・ 関係団体等が実施する行事について、引き続き後援や広報に努める必要があります。
- ・ 各学校の児童・生徒の実態に応じて共同及び交流学习を行っています。一方で児童・生徒の障がい等も多様化されており、取り組む内容の工夫が必要となっています。
- ・ 障がい理解教育の一層の充実に向けて、各学校に関係する団体等の周知をさらに図っていきます。
- ・ 初任者研修の場で、まめっ娘キャラバン隊の協力により障がい者理解の研修を行うことで、教員の意識が高まり、児童・生徒の理解の向上につながっています。
- ・ 学校人権指導者養成講座は、悉皆研修（経験年数やその職務に応じて受ける研修）とすることで、どの教職員にも研修の機会を用意し、校内でのリーダーとして活躍しています。そのため、校内研修が充実してきました。
- ・ 福祉教育推進校として指定されたことで、福祉教育の取組内容を工夫し充実しました。推進校修了後も関宿小・関宿中学校は連携して、日常的に福祉教育に取り組んでいます。
- ・ フィルムライブラリー教材の利用により、障がい者に対する市民の理解が深まりました。貸出教材の充実とともに、より広い周知に努める必要があります。
- ・ 福祉のまちづくり講演会については、障がいや障がい者に対する理解が深まり、心のバリアフリー化が図られました。今後は、費用対効果を考慮するとともに、市民がより身近なテーマとして考えていくための事業展開が必要となります。
- ・ 「人権教育・啓発に関する野田市行動計画」は、策定後年数が経つと、情勢の変化や市民の意識の変化に対応できなくなるため、定期的に見直す必要があります。
- ・ 今後の効果的な人権教育・啓発の推進を図るため、「野田市人権に関する市民意識調査」を基礎資料とする必要があります。

- ・ 市民への人権啓発推進のため、啓発資料「のだの明日」「人権ア・ラ・カルト」等を、各種研修会や人権講演会等で配布・活用し、啓発に努めました。

また、「人権ガイドブック」の内容を充実し、自治会長、各種団体等及び公共施設、市内小中学校並びに各種研修会、人権講演会等で配布し、啓発に努めました。

【施策の方針】

- ・ 障がい者団体や施設等が行う、障がい者に対する理解促進のための啓発、広報活動を積極的に支援するとともに、広く情報提供に努めます。
- ・ 体験学習や交流教育などの小・中学校等における学校教育活動を通じ、障がい者に対する理解を深める福祉教育を社会福祉協議会とも連携し積極的に推進します。
- ・ 体験学習、交流教育の実施に当たっては、3障がいのバランスに配慮するとともに、障がい当事者との交流機会の創設に努めます。
- ・ 引き続きフィルムライブラリーの充実及び利用促進を図り、障がいや障がい者理解のための啓発に努めます。
- ・ 平成26年度より福祉のまちづくり講演会に代わり、公民館の連続講座として、その趣旨を継続した福祉のまちづくり講座を開設しています。誰もが地域において豊かに生きる社会となるよう、より身近な課題として市民の理解が深まる事業を展開し、啓発を図ります。
- ・ 人権教育・啓発に関する野田市行動計画（第二次改訂版）では、「障がい者の人権」の人権問題を重要課題の一つに位置付けており、野田市人権に関する市民意識調査の課題も踏まえ、様々な場や各種機会を通して施策を推進していきます。

事業番号・事業名	10 啓発・広報
	(3) ボランティア活動等の推進
担当課	社会福祉協議会

【事業、施策等の現状】

- ・ ボランティア活動を始める方々の一助となるよう、夏休み期間中にボランティア活動の実際を体験できる「ボランティアまるかじり体験講座」を開催しました。
- ・ 教育委員会主催の「学校人権教育指導者養成講座」の1コマを「教職員ボランティア体験教室」として、小中学校教職員がボランティア活動を体験する機会を設けました。また、ボランティア情報提供、交流の機会を目的に「ボランティアサロン」を開催いたしました。
- ・ 社会福祉協議会・ボランティアセンターでは、掲示板、「社福のだ」、「ボランティア通信」を活用し、広く市民にボランティア活動の啓発を行いました。ま

た、ホームページを活用し、最新のボランティア情報を提供しました。

- ・ ボランティア、福祉活動へのきっかけづくりガイドブック「はじめの一步応援します」を中学卒業者に配布し、普及・啓発に努めました。地区社協スタッフ懇談会を開催し、地区社協活動が充実できるようスタッフの関心に即した研修を実施しました。
- ・ 「市民ふれあいハートまつり」を通じ、地区社会福祉協議会やボランティア活動への理解ときっかけづくりに努めました。

【事業、施策等の課題】

- ・ 「ボランティアサロン」等の企画は好評でボランティア活動の推進に繋がっています。
- ・ 若年層の開拓を目的に「ボランティアまるかじり体験講座」や「夏休みボランティア体験」等を実施しましたが、目標とした参加人数には至りませんでした。若年層をいかに取り込むかが課題です。
- ・ 積極的に広報した結果、ボランティア活動に結びつくケースが多くありました。若年層をいかに取り込むかが課題です。
- ・ 「はじめの一步を応援します」という冊子を作成し、中学校を卒業する生徒へ配布しました。
- ・ 地区社協スタッフ懇談会は、地区社協の活動充実に寄与しています。
- ・ 市民ふれあいハートまつりの参加団体の減少がみられることから、今後の方向性について再考する必要があります。

【施策の方針】

- ・ ボランティア活動の推進を図るため、ニーズの高いボランティア関係の講座を開催、実施していきます。
- ・ 地域でのスムーズなボランティアの受入れのため地区社会福祉協議会において研修会を開催します。
- ・ ホームページ、SNS、社福のだ、ボランティア通信を活用し、ボランティアに関する情報を広く提供します。
- ・ 若年層のボランティア活動普及を目的にボランティア活動の主旨や内容を記載した冊子を作成し、市内の中学校を卒業する生徒に配布します。
- ・ イベント以外の機会を利用し、引き続き「ボランティア活動」へのきっかけづくりと人材発掘に努めます。